

宜 議 第 5 5 8 号
令 和 7 年 1 月 8 日

議 長
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 6 1 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 6 年 1 0 月 4 日	令 和 6 年 1 0 月 4 日	議 案 第 6 0 号、議 案 第 6 1 号、議 案 第 6 4 号、 議 案 第 7 6 号、議 案 第 7 5 号、議 案 第 6 5 号
令 和 6 年 1 0 月 7 日	令 和 6 年 1 0 月 7 日	陳 情 第 3 4 号、陳 情 第 3 0 号、陳 情 第 2 9 号、 議 案 第 7 0 号、議 案 第 7 2 号、議 案 第 7 4 号
令 和 6 年 1 0 月 8 日	令 和 6 年 1 0 月 8 日	請 願 第 8 号、陳 情 第 3 5 号、陳 情 第 2 7 号、 陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 3 2 号、陳 情 第 3 3 号、 認 定 第 3 号、認 定 第 4 号、認 定 第 7 号、 議 案 第 6 0 号、議 案 第 6 1 号、議 案 第 6 4 号、 議 案 第 6 5 号、議 案 第 7 0 号、議 案 第 7 2 号、 議 案 第 7 4 号、議 案 第 7 5 号、議 案 第 7 6 号、 認 定 第 3 号、認 定 第 4 号、認 定 第 7 号、請 願 第 8 号、 陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 0 号、陳 情 第 1 3 号、 陳 情 第 1 4 号、陳 情 第 1 9 号、陳 情 第 2 3 号、 陳 情 第 2 7 号、陳 情 第 2 9 号、陳 情 第 3 0 号、 陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 3 2 号、陳 情 第 3 3 号、 陳 情 第 3 4 号、陳 情 第 3 5 号
会 議 日 数 3 日 間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第60号	令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決
議案第61号	令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決
議案第64号	令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決
議案第65号	令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決
議案第70号	宜野湾海浜公園再編整備工事(4期)請負契約について	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決
議案第72号	宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和6年度協定の締結について	令和6年10月3日	令和6年10月8日	同意
議案第74号	市道の廃止について	令和6年10月3日	令和6年10月8日	同意
議案第75号	令和5年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決及び認定
議案第76号	令和5年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和6年10月3日	令和6年10月8日	原案可決及び認定
認定第3号	令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年10月3日	—	継続審査
認定第4号	令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年10月3日	—	継続審査
認定第7号	令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年10月3日	—	継続審査
請願第8号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准について	令和6年10月3日	—	継続審査

陳情 第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継続 審査
陳情 第10号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第13号	西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第14号	西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第19号	「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情	令和5年 9月13日	—	継続 審査
陳情 第23号	高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について	令和5年 12月7日	—	継続 審査
陳情 第27号	野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情	令和6年 10月3日	—	継続 審査
陳情 第29号	市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請	令和6年 10月3日	令和6年 10月8日	採 択
陳情 第30号	県産品の優先使用について	令和6年 10月3日	令和6年 10月8日	採 択
陳情 第31号	宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について	令和6年 10月3日	—	継続 審査
陳情 第32号	ガードレール及び側溝蓋の設置について	令和6年 10月3日	—	継続 審査
陳情 第33号	嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山(イヌヤマ)祠、改修について	令和6年 10月3日	—	継続 審査
陳情 第34号	横断歩道の設置について	令和6年 10月3日	—	継続 審査
陳情 第35号	「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情	令和6年 10月3日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年10月4日（金） 1日目

午前10時00分 開会
午後 3時30分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	知名 康 司
委員	濱元 朝 晴
委員	下地 崇

副委員長	宮城 優
委員	又吉 亮
委員	嶺井 拓 磨

議長	呉屋 等
----	------

○欠席委員（0名）

○説明員（19名）

建設部長 次	城間 勝也
市街地整備課 工事一係長	仲間 淳
市街地整備課 計画係長	桐澤 秀明
市街地整備課 計画係主任主事	森永 穰英
上下水道局長 次	松本 勝利
総務企画課 経理係長	仲地 真俊
総務企画課 経理係主事	平良 美香
業務サービス課 業務管理係長	親川 巧
下水道施設課 長	中本 益丈
水道施設課 水道管理係長	小那覇 啓樹

市街地整備課 長	嶺井 実克
市街地整備課 工事二係長	眞志喜 徹也
市街地整備課 計画担当技査	宮良 信司
市街地整備課 計画係主任技師	須永 飛香
総務企画課 総務企画担当技幹	伊佐 英樹
総務企画課 経理係主任主事	米須 清貴
業務サービス課 長	座喜味 睦子
業務サービス課 給排水設備係長	戸田 海士
下水道施設課 下水道管理係長	石川 純

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜 希
-----	--------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第60号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第61号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第64号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第76号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (5) 議案第75号 令和5年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (6) 議案第65号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

第461回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年10月4日（金）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

副委員長の互選

○知名康司 委員長 副委員長が所属変更により欠員となっておりますので、これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法は、指名推選または投票のいずれかの方法により行うか、お諮りいたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 副委員長に宮城優委員を指名したいと思います。ただいまの指名に御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 異議なしと認めます。よって、宮城優委員が副委員長に互選されました。

ただいま副委員長に互選されました宮城優委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○宮城優 副委員長 皆さん、改めましておはようございます。ただいま御指名いただきました宮城優です。とても緊張しています。委員長が立派なので、足を引っ張らないように頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時05分）

【議題】

議案第60号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○知名康司 委員長 次に、議案第60号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課からの議案第60号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。520万円余りの剰余金を繰り出すということなのですが、余った理由というのは、どういった経緯で余ったのか、お願ひいたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時08分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時09分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 521万6,000円につきましては、前年度の委託金の繰越額の執行残となっております。それと26万円の事務費の執行残の合計になります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、ある程度多めに予算を取って、やるべき事業をやって、その結果、余分というか…。これは補助費で賄っている財源なのかなと思ったのですけれども、そうですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 国庫補助、補助金ではなくて、全額一般財源です。なぜかといいますと、換地処分も終えて、全て宇地泊は終えている事業なのですけれども、保留地、今やっている作業的には、保留地の所有権移転の手続きがまだ完了していない。これはなぜかといいますと、保留地はもう一般保留地として換地処分時に所有権移転するのですけれども、宜野湾市から買った方、保留地なのですけれども、過去に買った方がお亡くなりになられて、まだ相続ができていない方もまだ5名いらっしゃいます。その手続きを終えると初めて事業終了になるのですけれども、今そういう作業をやっている途中です。なので、補助事業的には既に終えていて、今一般財源で宇地泊事業を執行している状況です。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 よろしいですか。

○下地崇 委員 はい。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 今の関連ですけれども、死亡とか、名義ですかね、関連というか、書類上の関係が進めば、全て完了という…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 相続関係なので、我々が何かするという事は、次の段階ではあるのですけれども、今は地権者の方が法定相続人の中で、誰にまとめるかというところで、今作業のお手伝い、いろいろ情報、他市町村から戸籍なり、住民票を取って協力する段階で、地権者がやるべきことなのですけれども、一緒になって作業を行っている。もちろん、それが進めば事業終了という。

○宮城優 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。ちょっと教えてほしいのですけれども、例えばですけれども、法定相続人がいない場合とか、見つからない場合で、死亡者が出てできないとなったときの、それを、事業を終わらすための別の方法はあったりするのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まさにおっしゃるとおりで、こちらから裁判を起こして、我々は法定相続人で登記しますよという裁判を起こす作業も方法の一つということで考えているところです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 でも、今の状況は、まだ円滑に進んでいるという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。円滑、いろいろやってもらっているのですけれども、やはり過去からどんどん枝分かれしていったってやっている方もいて、まとめてもらってはいるのですけれども、やはりいつまでも待ってられないところがあるので、ある程度一区切りつけるために今年度裁判所に提出する手続を進める予定です。もう待っていても、また2年、5年でどんどん枝分かれしていく、待っている間に。でも、一旦裁判を起こして、その状況、地権者にも分かってもらってというところ、もめての裁判ではなくて、我々は手続の一つとして裁判を考えています。以上です。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、資料をもらったのですけれども、全体事業費ベースというのが99.57%、100%までいけば事業が完了すると思うのですが、残っているのが今の状況のことなのか、ちょっと説明をお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 土地区画整理事業、事業計画というのを県、国にお示しするのですけれども、あくまでこの事業費というのは、事業計画上なので、どんどん進めば、もしかすると、分子のほうが上回る可能性もある、もちろん人件費等あるので、上回る可能性もあります。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 では、結局、今言うように裁判とか、そういうのが早く終わって、別の方法でやれば、この区画整理というのは終了すると考えてよろしいのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。この所有権移転がまとまって、若干ではあるのですけれども、清算金が発生していて、それを徴収交付、それが終了すれば事業終了という形になります。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、市当局は、スケジュールが、あと何か年というふうな形で計画をしているのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろん、所有権、この保留地が一番ネックになっているのですけれども、もう一つ、ネックではないのですけれども、清算金で徴収が何百万円単位の方で分納している方がいて、それが令和9年度、10回に分けてという方がいらっしゃいます。お二人いて、5年にまたがって、この徴収金を分納しているという方がお二人いるので、その方が終わって初めて終了。その間にももちろん保留地の所有権移転は終わらせないといけない。これが終了すれば事業完了で終わり。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、お二人ということなのだけれども、結局事務手続とか、役所も担当者置かないと、また支払いとか、そういうのあるのか、その辺をちょっと。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宇地泊専属とか、そういうことではなくて、今は西普天間に大分投入しているのですけ

れども、また佐真下もありますし、職員は換地係の方で業務、配属…。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。最後に1つだけ気になったのは、事業費ベースのところで1億500万円あるのですけれども、これは今後は使う予定であるのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 あくまでこれは事業計画上なので、早く終われば、もちろん、使うことも…。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 質疑がなければ、このまま進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第60号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第61号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第61号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課より議案第61号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。事業の進捗状況のほうから建物の補償件数、残り10件、完了見込みはいつ頃になりそうですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 10件あるのですけれども、事業計画上は令和10年ということで、皆さんにお伝えしているのですけれども、その中にアパート等があつて、ここもちろん交渉は進めてはいるのですけれども、なかなか了承というか、納得を得られていない箇所もあるので、今のところ、もちろん努力しているのですけれども、令和10年では終えたいなという所です。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、残りの10件は、ほとんど交渉がうまくいっていないような感じのところという認識でよろしいのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もう事業の終盤なのですけれども、今年度も3件減ることに、また数字が変わってくるのですけれども、鋭意努力して終えるように行っていきたいです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。3件減ということは、残り7件になると思うのですけれども、令和10年まで残り4年ありますが、お墓のほう、残り3件あるのですけれども、お墓も移動させるタイミン

グ、いろんな宗教で違ったりすると思うのですけれども、これについては見込みはいかがでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 お墓については、そういう生まれ年とか、いろいろあるのですけれども、ちょうど2基が、所有者が、今年が生まれ年で、年明け早々移動してもいいよということで、内諾を得て、2基、1月6日以降契約する予定になっているので、これは移動する予定です。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、最後の残り1つは、いつ頃をめどにしているかお聞きしてよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もう1基は結構大きい墓で、先ほど言ったような時期的なものもあるので、引き続き交渉しているのですけれども、それももちろんいろいろなタイミングがあるので、こちらのほうも交渉を進めて、時期的には明確には言えないのですけれども、早期に移転補償を進めていきたいと思います。以上です。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 裏面に地図があるのですが、佐真下公園の道路、11号を挟んで向こう側のエリアから、ちょうどこの区画のラインが引かれていると思うのですけれども、あそこ角地に、鋭角になったところに未利用地帯というか、余分なスペースがあるのかなという感じがあるのですけれども、市道11号の佐真下交差点、出口の、左側のエリアです。がち猫とか、食事処があったりとか、あの辺の開発というのは、この図面を見ると、ちょっと分からなくて、含まれているのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そこは旧道にはなるのですけれども、里道なのです。里道なので、今現在は道路整備課が管理していて、まだ標識とかやっている状況です。なので、地区内ではあるのですけれども、向こうは…

(「地区外」という者あり)

○市街地整備課長 ごめんなさい。失礼しました。すみません。この宅地、その宅地のライン、民地ラインが地区界になっていて、この里道、また、新しくできた11号の末端部分は地区外、佐真下第一土地区画整理事業で整備しているところです。公園も含めて外なので、白地です。いわゆる下地委員の言われたところは、宅地、お店、せんべろとかやっているところの宅地側が地区内で、道路は里道なのですけれども、そこは地区外、区画整理外。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の下地委員の質疑と関連するのですけれども、今、白抜きのところは整備外ということで認識してよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。現在今、白地は地区外、佐真下第二土地区画整理事業外。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 気になるのが、区画整理外と区画の境目というか、その辺の問題というか、そういうもの

が何かあるのか。また、予算がそれについているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業を行う際、この地区界に面している方の同意書ではないのですが、確認書、地区界の筆界のラインがあるので、管理しているのですが、そういう方たちに印鑑をもらうことになっている、事業が始まる前ですね、まあどこもなんですけど、あと予算的なものは、市道、道路が接続する際の地区外予算ということで、工事費を持っています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この地区外予算というのはこの中に含まれているのか、それとも別の予算で組んでいるのか、その辺お伺いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 あくまで、この事業費等は、この区画整理事業地内にしか使えないので、地区外予算は別途一般財源として計上しています。

○濱元朝晴 委員 了解しました。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 進行しますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第61号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時34分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時34分)

【議題】

議案第64号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第64号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課から議案第64号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。呉屋等議長。

○呉屋等 議長 1点だけ、6ページのほう。一般会計決算による剰余金の516万3,000円のうち6ページの02のほうで、積立てのほうで423万6,000円の、そしてまた一般会計の繰り出しが92万7,000円というのは分かるのです。この基金の積立ての根拠、この金額でやるという根拠をお願いしていいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず、一般会計の繰出金の92万7,000円につきましては、前年度の事務費の執行残です。基金積立金は保留地処分金に充てた委託費の残の423万円、保留地処分金で執行する予定だった委託費になります。以上です。

(「根拠」という者あり)

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 先ほどの宇地泊とか、佐真下については、保留地処分金、入ってくる収入というのは、一部佐真下のほうではあっても事業の中で全部使い切ってしまうのですけれども、なので、足りない場合、一般財源のほうで補っていただいているので、それを使う予定だったのだけれども、余った、剰余金が出たというのを、また一般会計に戻しますという形で処理しています。

西普天間住宅地区については、保留地処分金があって、それをもと基金として積み立てされている部分があって、それについては、補助事業以外は保留地処分金を使って事業をやっているというのが大原則です。事務費とか、人件費は一般財源を充てているのですけれども、それなので事務費に関する剰余金は一般会計に戻すというのが宇地泊、佐真下と同じなのですけれども、もともとその基金を積み立てて、そこから事業をやろうとしていた分があったのですけれども、その委託費については、もともと基金を取り崩してやる予定だったものが余ったので、それは一般会計に戻すのではなくて、また基金のほうに戻すという形になります。

○呉屋等 議長 基金に戻したという考え方でいいですね。

○市街地整備課計画係長 はい。

○呉屋等 議長 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 いただいた資料の裏面、図面で教えてもらいたいという観点で質疑なのですけれども、宜野湾市がこの51ヘクタールの中で行政で活用できるというエリアってどれぐらいあるのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと凡例が右下にあるのですけれども、公共用地としての色がついているところが公共用地、道路、公園、墓地街区もあるのですけれども、墓地緑地というところが公共用地、この51ヘクタール…。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、塗られていない白地のところは、全部民有地、民間の方の。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。ど真ん中にある、そこが琉大、用地で、公共用地ではない箇所になっているので、白地が280名あまりに…、宅地です…。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 塗られている部分と考えると、今、市で何か事業できるような余地ってあるのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この色で塗られている部分につきましては、大部分、11ヘクタール余りが公園になっておりまして、これから公園を整備するに当たり、いろいろ市民の利用であったり、活用する建物、管理棟等

も含めて、これから実施設計等を建設部のほうでやるのですけれども、その辺で活用していくことになって
います。

(「公園」という者あり)

○市街地整備課長 今、建設部と言ったのは、市街地整備課は面的というか、動線まで、あと道路等はこちら
ろんですけれども、公園につきましては、都市計画課のほうになります。造成は、1次造成までは我々はし
ます。公営墓地も含めて、公営墓地も1次造成までやって市民経済部のほうに引き渡すというか、今後整備
するとか、面的なものを我々でというところですよ。以上です。

○下地崇 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほど元々基金があったというのが、あったのですよ。そのもともとあった基金から今回
423万6,000円を戻すという形なのですけれども、この基金はどのくらいか、その辺ちょっと。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時45分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和6年3月末現在、前年度末現在で24億7,729万3,000円。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今後西普天間のために使える基金が24億円と理解してよろしいのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろん、整備には国庫補助も活用しながら、国庫補助で充てられない部分については
保留地処分金を充てる予定です。以上です。

○濱元朝晴 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この資料、進捗状況の資料、西普天間の中から、建物補償件数0件、墳墓も補償件数は0
分の0とあるのですけれども、もともと件数なしという事ですか。これ見るといっぱいありそうに感じたん
ですけど、どんなですか。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 支障除去で未確認の墳墓が出てきたのですけれども、全て軍用地として接収されてい
る、70年前に米軍のほうで補償は全てされて、当時のお墓。民家はちょっと分からないですけれども、お墓
は全て空き墓でした。なのですけれども、27年から30年にかけての3年間で支障除去を行う際に、埋まっ
ているお墓、まだ骨つぼが入っている等は、こちらのほうで、市街地整備課のほうで官報を出して、1年間、

名乗り出てくださいと。1年経て、無縁仏として火葬して市の施設、納骨堂に入れていますが、何十基。なので、もともと補償件数はゼロということに、ない前提で事業を進めて、もう全てやっているという、たまたまお墓、支障除去で出てきたので、これはむげにはできないので処理といえますか、ちゃんと火葬して納骨堂に収めて、何十基というところですか。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 例えば出てきた分は、どなたの所有とか、管理するというか、これは分かるのですか。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろん、底地、土地の所有者がいるので、現所有者、また途中で売買等があったら、前所有者、どんどん追って行って、一応確認はしております。地権者で親戚等に当たってくださいということまでは確認したのですけれども、全然関係ない、もっと前ということだったので、こちらのほうでは納骨堂の施設に今は収めている、調べてはいます。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 前、安仁屋橋を見たとき、右側のほうに墓の集合…、あれはどういう方たちの保有というか。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと裏面を見てください。右上の紫、墓地街区というのですが、これは市の私有地です。そこは市民経済部のほうで150区画の墓地を予定している。あと、もともこの地区内に地目が墓地として所有していた方が飛び換地で、ここに換地されている方もいらっしゃる。管理は、工事も含めて管理は市民経済部のほうで行う。

○知名康司 委員 分かりました。

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど保留地処分金が今いくら残高があるか、ちょっと間違っ、24億円というところは、ちょっと決算書見ているのですが、令和5年度末のものを僕勘違いして言ってしまいました。令和5年度末が15億6,700万円、すみません。24億円と伝えたのですけれども、訂正して15億6,732万円。

○知名康司 委員長 ページ数を。

○市街地整備課長 決算書の364ページです。

○知名康司 委員長 ほかに。呉屋等議長。

○呉屋等 議長 ちょっと資料をお願いしてもいいですか。

○知名康司 委員長 お願いします。

○呉屋等 議長 今いただいている資料は、西普天間住宅地区の米軍住宅があったときの地図の上に今のものが、新しいものが載っかっていて、ちょっと見づらくなってきて、琉大病院とか、医学部が、さっき質疑にもあったけれども、位置関係が分かりにくいので、住宅地のときの地図はなしで、琉大とか、その周辺が分かるような資料とか、もし出せるのであれば、ちょっとその辺のほうが見やすいかなと思うのですけれども、ありますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 また、月曜日に委員会が、我々の議案があるので、そのときに差し替えます。今、議長が言われるとおり、ちょっと重ね図なので、それを下を抜いた形で月曜日の提出というか、お配りしたいと思います。

○呉屋等 議長 以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほど基金のほうの額で15億円というような話をしたのですが、当初予算で10億円の基金積立てをやっているの、令和6年3月段階で15億円だったら、当初予算で組んでいた10億円6,400万円というのは既に組んでいて、今、基金残高調書が手元にないので、約25億円ほど基金が積み上がっているということをまず確認させてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。当初で見込んでいた10億円なのですが、1ヘクタール保留地、今、我々、事業資金に充てるのは保留地処分金と思っているのですが、10億円というものが、公募で今年度見込んでいたところが、不調に終わってしまいました。今見通しが立たない状況で、10億は今年度入る見込みがなくなりましたので、再公募について、今また上と調整して、どういうやり方で公募をするかというところを今考えているところです。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 不調に関してのことは、まだ別の予算のときに少し議論したいと思うのですが、それ以外の保留地というのは、この資料を見させていただいて、全体事業費ベースから基本事業費ベースを引いたところが保留地処分に係る予算になってくるのかなというところなので、ざっと引いたら25億円ほどで、10億円の基金積立てをやったら、基金のほうは25億円、それで大体とんとんぐらいになるのかなと思うのですが、確認で保留地は、この1ヘクタール以外に売却するものを保留地として持っているものというのではなくて、財源となるのは1ヘクタールの保留地で10億円という部分しか基金の中に積み上げしていくものはないということを確認させてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業計画上なのですが、保留地は1ヘクタール保留地が一番大きくて、やはり早期売却して、その事業に充てるというのが事業計画上中心になる、年度を見て、今年度売らないといけないところだったので、亮議員言われるように1ヘクタールだけではなくて、あと残り一般保留地、1ヘクタール保留地と一般保留地、地権者の減歩で生み出した1ヘクタールなので、実際は市有地ではなくて地権者の土地であります、1ヘクタールの。そのほかに1ヘクタール保留地がある。100坪もあれば50坪程度とか、あと1ヘクタール余り点在しています、各街区に。なので、令和7年度から、県道沿いから売却できる、ライフラインが整った段階でどんどん売っていく予定なので、それを事業資金に充てていく。一般保留地は、宇地泊でも佐真下でも同じように一般公募をかけて不動産鑑定をした後に、競争入札にかけて今後売却する予定…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回ちょっと不調に終わった1ヘクタール、まとまった1ヘクタールとは別に小さく、小さ

く1ヘクタールぐらいあると。ざっと計算なのですけれども、1ヘクタールが、まとまったものが10億円で売れるのならば、小さく細切れになった1ヘクタールも大体それぐらいが財源として見込めるのではないかなと思うのですけれども、そうなった場合、全体事業費ベースの中で、基金は、余剰は出てきませんか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業計画場、とんとんでいく予定になっていて、ただ地価の上昇がすごくて、また新城、喜友名が、すごいまた上がっていて、不動産鑑定でもう一遍やるので、もしかしたら来年、再来年、販売する時期になると、不動産の値が上がっていて、最初に見込んだ事業計画の資金と、言われるように上振れというか、もしかしたら。でも、それを想定していない。今の事業計画上、金額でとんとんでいくという…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。最後に、物すごい細かいことなのですけれども、本資料の一番に書いてある令和5年3月って何ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは事業計画書第3回変更の時期、時期というか、そのときに事業計画の変更をしました、これは保留地の面積であったり、公園の面積であったり、道路廃止とか、いろいろ細々したものを変更、事業計画。細かくあるんですけど、それを変更した時期が令和5年3月っていう…。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第64号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時02分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時03分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。休憩いたします。(午前11時03分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第76号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 議案第76号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

担当課からの議案第76号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 教えてもらいたいのですけれども、排水量、去年度と今年度って変動はありますか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時09分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時13分)

○知名康司 委員長 給排水設備係長。

○業務サービス課給排水設備係長 19ページ、総排水量は前年度と比較しまして約6万立米減少している主な理由についてですが、総排水量の減少の主な理由といたしましては、官公署において西原町からの区域外受入れとなります琉球大学へ2万1,000立米の減少、あと普天間基地排水で2万6,000立米の減少、あと瑞慶覧基地へ6,500立米の減少等が要因であると考えられます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 入ってくる利益的な水量、上水、下水の、何というか、すみません。言葉が見つからないのですけれども、処理するための費用としては本市にどういう影響がありますか、利益的なもので。

○知名康司 委員長 給排水設備係長。

○業務サービス課給排水設備係長 使用量としましては、今回増加となっております。排水量は減ったのですけれども、使用量は増加ということになっております。その増加の要因なのですけれども、普天間基地の使用量の増加、先ほどは減少と言ったのですけれども、今回は増加となっております。

この使用量に関しましては、総排水量算出に用いる普天間基地排水量について、料金算定の基礎となる水道メーターのほうの検針の値を用いております、そちらのほうでは増加だったので、下水道使用量のほうでは増加となっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 普天間飛行場の中の雨水とか、そういった下水道関係処理するメーターの数値は上がっているということよろしいですか。

○知名康司 委員長 給排水設備係長。

○業務サービス課給排水設備係長 普天間基地から出てくるところに普天間基地排水量を測るためのメーターを設置しております、そちらでは減少しております。ただ、普天間基地に入る給水メーターのほうでは増加というふうになっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 1点、最後に。収益的に去年度より利益的なものでいうと減になっているとか、要は処理する費用が増えているので、コスト的なものとか、下水道会計でいうと、令和4年度と比べると減っ

ているということですか。

○知名康司 委員長 給排水設備係長。

○業務サービス課給排水設備係長 処理するために料金が発生する水量は、排水メーターのほうで算出しておりますので、コスト的には減っているというくりになっております。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、19ページの同じところで、使用量人口ってあるではないですか。8万1,992名とあるのですけれども、水道事業会計のほうで見ると、給水人口って10万いる。この給水人口と排水人口が違うのって、ごめんなさい。何かあったりするんですか。

○知名康司 委員長 給排水設備係長。

○業務サービス課給排水設備係長 給水人口は市内全域に給水されていますので、市民の人口と同一になるのですけれども、市内全域下水道が整備されていないので、そこでは差が出ます。例えば浄化槽を使っているお宅であったり、今でもくみ取り等のお宅もあると思います。その部分が差となって出ております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 前にも多分1度聞いたことがあると思うのですけれども、39ページ、ちょっとその理由を忘れてしまったので、もう一度お伺いしたいのですけれども、39ページ、収入の中に営業外収益の中での地方税及び地方消費税還付金、こちらが5ページには記載されない理由についてお聞かせください。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えいたします。39ページのほうなのですけれども、予算額と比較しておりますので、税込みの価格となっております。一方、5ページの損益計算書については消費税抜きの額が記載されておりますので、全額が消費税となっております、消費税及び地方消費税還付金については5ページには記載されない形になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つ、同じページなのですけれども、補助金、その上の3番、補助金、これが当初予算額の、国補助金、県補助金で決算ゼロとなったのと、約半額に近い補助金になってはいるのですけれども、これは予算書、当初予算のときに見たときの備考欄には、事業計画変更業務というものが備考欄に記載されているのですけれども、国庫補助金のところに、406万8,000円がゼロになったということは、事業計画変更業務というものをされなかったのかどうかというのを教えていただけますか。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 国庫補助金なのですけれども、事業計画の変更を当初予算編成時は汚水事業が半分、雨水事業が半分を想定しておりました。汚水事業に関しては、県からの沖縄振興交付金のほうを充当しているのですけれども、雨水事業のほうは国庫補助金、社会資本整備総合交付金を活用しております、事業を実施するに当たり、事業計画の今回の変更内容が、ほぼほぼ汚水事業のみとなっておりますので、雨水事業は今回使用せずに県補助金のみとなっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

では、もう一つだけ。11ページの2で長期前受金整理に伴う経理処理ということで、2番目なのですけれども、長期前受金戻入が重複して計上されていたことが判明し、国庫補助金、長期前受金28万9,000円っていうふうに過年度損益修正損が26万4,000円というように書かれていて、修正損のほうでは50ページのほうを見れば内訳は分かるのですけれども、その分、長期前受金戻入として損益計算書に記載した場合、貸借対照表にも負債のほうで恐らく計上しなければならぬのかなと思うのですけれども、その分の影響額というのは、貸借対照表を見た場合、どれぐらいになっています。9ページの貸借対照表の負債の部分、負債のほうに恐らく記載しなければならぬと思うのですけれども、重複して計上していたことが判明したことによって貸借対照表の中での負債の中での影響額というのは幾らになっていますでしょうか。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 11ページの下から2行目の26万4,144円の内容ということでよろしいですか。

○又吉亮 委員 はい。

○総務企画課経理係主事 こちら貸借対照表の負債の部の(1)、長期前受金ですね、こちらが令和4年度に資産の廃棄に伴い、除却の処理をしております、ここから26万円を差し引いていたのですけれども、実際国庫補助金と他会計補助金で同額を誤って差し引いてしまっていたため、今回それをまた戻し入れる作業を行っております、この長期前受金に26万4,144円がまた足されて元に戻った形になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その数字の動きというのは分かるのですけれども、その分、26万4,000円、修正損で書かれているのですけれども、前受金戻入としてやった場合、営業外収益の中の長期前受金戻入の中に多分この差額分というか、重複していた分が入っているはずなのですよ。営業外収益の5ページの3番の営業外収益の(4)、長期前受金戻入の中に恐らく重複していた分が入っているはずなのですけれども、損益計算書上、ここに記載する場合は、恐らく負債の部でも繰延収益の中で長期前受金、負債としても計上しなければならぬとは思っているのですけれども、この分の影響というのは、そのままその数字と見てよろしいのかというところです。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 お答えします。まず、5ページでの損益計算書の表し方なのですけれども、令和4年度の決算書に長期前受金戻入として多めに計上されておりましたので、今回の決算では費用として相殺する形で、6の特別損失、(1)、過年度損益修正損のほうに計上されております。通常、長期前受金戻入として計上された場合ですと、9ページの繰延収益の(2)、収益か累計額のほうにプラスされる形になるのですけれども、今回戻し入れる、また戻入として収益にしていたものを費用として差し引く作業になりますので、ここから修正してもとある形に戻した形になります。

○又吉亮 委員 分かりました。理解できました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、進めてまいりましょうね。

審査中の議案第76号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時31分)

【議題】

議案第75号 令和5年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、議案第75号 令和5年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

担当課から議案第75号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 44ページをお願いします。下水道事業のところでもあったのですが、1番の営業収益の中の給水収益に瑞慶覧基地水道事業、下水道事業が今回決算として入っているのですが、これまでとの違いですね、新しく瑞慶覧基地が明記されているのですが、これまでとの違いをお聞かせください。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 令和4年度までは施設提供対価料という形で北中城村と北谷町、沖縄市、宜野湾市のほうで施設提供対価料の中で、全て相殺して収益として入っていたのですが、今回協定の見直しが行われまして、収益は使用料の中に入れ込んで、あとまた事務手数料とかは費用の中に、それぞれ分別しているという形となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 令和4年度までのやり方と変わった、協定を結んだというところで、以前までは、恐らく北中城村が一括して、たしかされていて、給水されていたということなのですが、宜野湾市としても給水収益として今回は上げているというところだとは思いますが、これって割合とかも変わっているのですか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 割合は、面積に応じた収益となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、これまでとは特に給水量だったりというのも、北中城村が一括してやっていたものをちゃんと協定を結んで3つに分けたよというだけで、特に面積によってなので、そこまでの変化はないということなのですね。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 特に変化はございません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、45ページ、その隣のページの特別利益の中での過年度損益修正益、瑞慶覧基地給水に関する消費税還付金、これは大体年間500万円ほどということではあったのですが、これに関しても協定を結ぶ前と現在協定を結んだところで、消費税の還付金というのは、特に変化は生じないということになるのですか。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 ただいま御質疑のありました、45ページの特別利益の（１）、過年度損益修正益に計上されている瑞慶覧基地給水に関する消費税還付金なのですが、こちらが令和４年分の瑞慶覧基地給水に関するものの消費税の還付金になっています。次年度からは、こちらの還付金にも計上されず、年度末に本市において消費税計算を行う際に使用料とか、費用のほうも消費税計算に組み入れて算出して消費税額を出すというふうに…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。ではもう一つ、これも多分前に聞いたことがあるかもしれないのですが、22ページの営業収益、（２）の科目、営業収益と書かれて20億3,400万円、恐らくこれが営業収益の下の収入額、給水収益とその他営業収益の合計だと思うのですが、ここに差異がある理由を教えてください。要するに上のほうでの営業収益は20億3,400万円、このロのところでの収入額の合計19億9,000万円、ここに差異が生じている理由をちょっと教えてください。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 それぞれ括弧書きで、消費税抜きとロのほうは消費税込みという形になっていますので、その差分となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 消費税抜きのほうが数値が高いのですが、そういうことになるのですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後２時４５分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後２時４６分）

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 まず、22ページのイの科目別収益状況、消費税抜きが、営業収益が約20億円となっております。ロの営業収益収納状況、これは合計欄の22億円となっているので、税込みのほうが高い状態となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、５ページのほう、営業収益、５ページの一番上、給水収益20億1,000万円とその他営業収益2,355万円に何%を加えて、このロの中のどの数字になっているのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 ５ページの損益計算書の中の営業収益の（１）、給水収益とその他（２）のその他営業収益に何%掛けたら22ページの消費税込みの数字になるのかという御質疑だと思いますけれども、こちらの給水収益のほうには普天間基地の免税分なども含まれておりますので、単純に消費税の10%をとい

うわけではなくて、免税分が含まれて計算、税抜き、税込みを出しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。では、この口の営業収益収納状況のどの部分になるのか、何%を加えて、ちょっと厳密にこれと言えないというところではあったのですけれども、口の中の、私が聞きたいのは、収入額ではないのと思っているのですよ。調定額なのですか、そこをお聞きしたいです。口の中のどれに当てはまるのというところですが、

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 給水収益の調定額の金額のほうが決算の数字ということになります。発生主義ということで、調定が発生した時点で、成果事業の損益の収益のほうにカウントされるので、調定額が決算額という形…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、実際に収入額自体は、調定額よりも低いではないですか、未収額が出ている。この未収額というものは、もちろん勘定科目の中に、損益計算書の中に未収というのは出てこないのですよね、たしか。貸借対照表の中で資産として出てくるはずですが、この損益計算書の中で調定、決算なのだけでも、調定額を計上した場合、その未収分というのは、どこにも計上されなくなるということなのですか。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 未収分というのは、貸借対照表の中の流動資産の中の未収金という部分に計上されております。

○又吉亮 委員 損益計算書には計上されるのですか。

○総務企画課経理係主任主事 計上されない。

○又吉亮 委員 ですから、その数字はどこにも反映されてこないということですよ。

○総務企画課経理係主任主事 損益計算書の中には反映されておられません。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 簡単な質疑で恐縮なのですが、15ページからの2番、工事名、あと種類になってくるのですが、この中で19ページの上のほう、建設工事を受贈財産、どういうものか、教えてもらいたい。民間さんの名称があって、各配管布設工事の費用がかかっていると思うのですが、これは受贈というのは、業者さんから受けた、なにかそういう提供のあった施工になるのでしょうか。

○知名康司 委員長 水道管理係長。

○水道施設課水道管理係長 19ページの(2)、建設工事(受贈財産)の概況ですが、例えば開発行為等で土地の整備をして道路を造って、その道路に水道の本管を埋設する必要がある場合に、この開発業者の負担でほかの整備をしていただいて、その完了したものを水道局に受贈していただく。受贈していただいたものを水道局のほうで今後管理していくというものになっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、これは資材費も業種さん持ちですか。

○知名康司 委員長 水道管理係長。

- 水道施設課水道管理係長 資材費も施工費も全て事業者、工事業者、開発事業者の負担となっております。
- 知名康司 委員長 下地崇委員。
- 下地崇 委員 その枠内の合計額、排水設備受贈で712万5,550円という金額が書かれているのですけれども、これは財産、価値としての金額でしょうか。それとも現金になるのか、布設した配管の、言葉は出ないのですけれども、資産額みたいなものを算定した金額になったということによろしいですか。
- 知名康司 委員長 水道管理係長。
- 水道施設課水道管理係長 この水道の工事をした後に資材費とか、施工費、全て含めて資産として記載した額となっております。
- 知名康司 委員長 下地崇委員。
- 下地崇 委員 これも当然損益計算書の、収益計算書のどこかには加味されているのでしょうか。
- 知名康司 委員長 経理係主任主事。
- 総務企画課経理係主任主事 受贈財産の支出額が8ページの貸借対照表の中の……
(「何ページ」という者あり)
- 総務企画課経理係主任主事 8ページの貸借対照表の中の固定資産の(1)、有形固定資産のハの構築物の中に入ってきます。
- 下地崇 委員 分かりました。ありがとうございました。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 附属書類の13ページになります。管路経年化率というのが令和元年から令和5年まで、今順調に上がってきているような状況なのですけれども、今の配管が法定耐用年数を超えた割合だと思うのですけれども、認識はそれで合っていますか。
- 知名康司 委員長 水道整備係長。
- 水道施設課水道整備係長 おっしゃるとおり、全管路延長に対して法定耐用年数40年を超えた管路の延長割合となります。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 これを見ると、だんだん、だんだん上がっていきそうな勢いではあります。どこかで歯止めをかけないと、右肩上がり、右肩下がりにしていけないといけないと思うのですけれども、これについてめどとかというのは、どういうふうに考えるのか、伺ってもよろしいですか。
- 知名康司 委員長 水道整備係長。
- 水道施設課水道整備係長 昭和58年から昭和63年の6年間にかけて布設のピークというのがございまして、その当時に布設した管が、今もう40年を迎えつつありまして、今から五、六年が本当に経年化率が上がるピークにはなっているのですけれども、具体的な対応策については、これから検討はしていくのですけれども、一気にピークの管を改良するのは、ちょっと予算がかかるものですから、平準化して、あるいはどの管路を優先的に更新するかというものを検討しながらやっていくという考えでおります。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 先ほどもちょっと聞いた話ではあるのですけれども、宮古島市のほうで、そういう伊良部の島の水道のほうが一止まって、ホテルに損害賠償を与えた件があったではないですか。それで、例えばな

のですけれども、経年劣化、法定耐用年数を越えた場合によって、民間に損害を与えてしまった場合、市が負う責任というのはあるのかどうか、教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 管路の延長の中で、上下水道局が起因して民間事業者に損害を与えた場合は、当然そういった、嶺井委員がおっしゃったような形で、当然他の自治体のほうでも損害賠償を求められている状況がありますので、宜野湾市でもあり得ないことはないかと思えます。ただ、そういったことを起こさないような形で、老朽化している管であったりとか、あとはどうしても予算の状況もありますので、そういった状況を加味しながら、起こさせないような努力はしている状況でございます。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 3ページ、4ページに資本的収入及び支出の表がありますよね。資本的収入は1億3,561万4,690円、支出が8,132万7,400円、この下に資本的収入額が不足した場合は減債積立金や過年度分損益勘定留保資金、そして当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとあるんだけど、この割合というのが何円までと決まっているのだけれども、この辺のシステム、やり方というか、どんな感じで、補填の金額、3つに分かれています、一括でできないのか。それともどういうふうなシステムか分からない。教えてもらいたい。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 建設改良積立金というのを積み立てますので、まずそこを優先的に補填して、その後前年度からの繰越工事金であったり、過年度消費税及び地方消費税の資本的収支調整額という形で順次…。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 例えば減債積立金が今4億4,273万6,465円があれば一括でできると理解していいのですか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 減債積立金のほうをまず優先します。失礼いたしました。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 では、この4億円に対して減債積立金は4億円はないという形で見ていいのかな。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 減債積立金については、借金の補填にしか充てられないということになっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 では、減債積立金の分だけやって、後は過年度で行って、資本的調整金でやるという形で理解していいのですか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 そのとおりです。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 さっき嶺井委員から質疑があったのですけれども、管路経年化率ということであったのですけれども、宮古島市の事例で、実際宮古島市は裁判に負けていて、給水条例の中での、宜野湾市も宮古島市と同じような給水条例がされていて、給水の原則の中で、宜野湾市の給水条例、給水の原則第12条で、給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令またはこの条例の規定による場合のほか、制限または停止することはない。非常災害、水道施設の損傷以外は制限することはないですよということなのですけれども、その他やむを得ない事情というものの中にあるのですけれども、ただ3の中で、第1項の規定による給水の制限または停止のため、損害を生じることがあっても、市はその責を負わないというふうになって、これは宜野湾市の給水条例と宮古島市の給水条例とほぼほぼ同じ、厚生労働省が定めたものから、そのまま引用してきたであろうというところではあるのですけれども、防衛線を張るために、確かに予算があって、優先順位で変えていかなければならないというのはあるのですけれども、宮古島市で裁判の事例で負けた理由としては、小まめな検査、リスト化をされていなかったというところがあって、確かに管路の経年劣化とか、向こうの場合は管路ではなくてボールタップだったので、そういった施設の経年劣化はしているけれども、1年に1回なり、半年に1回なり、ちゃんとチェックはしていますよという調査をして、その履歴を残しておけば、恐らく裁判には負けなかったであろうというところもあるので、この13ページの管路経年化率というものが、そういうふうに見られた場合、確かに予算には、あれはあるかもしれないのですけれども、定期的な調査、特に経年劣化しているものに関しては、ちゃんと調査していますよ、この時点では異常はなかったですという記録を残しておくことが防衛線になるということでもあるのですけれども、実際に宜野湾市のほうでは、こういった記録は残されていますでしょうか。

○知名康司 委員長 水道管理係長。

○水道施設課水道管理係長 水道管理の、例えば宮古島市と同じように配水池の施設、ポンプ施設については、半年に1回、業務委託において点検を行っております。その内容については、結果報告を提出してもらって、きちんと書類として保存しております。

○又吉亮 委員 分かりました。安心しました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第75号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時16分)

【議題】

議案第65号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第65号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といた

します。

担当課から議案第65号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

- 知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 お願いします。補正予定額115万8,000円の算出根拠を教えてください。
- 知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。
- 総務企画課総務企画担当技幹 嶺井委員の御質疑にお答えします。算出根拠につきましては、これまでの実績に基づいて、おおむね毎月に係る納付書や督促状、また口座振替依頼書等件数を実績で算出し、それに基づいて月平均の発送総数をもって令和6年10月から令和8年3月まで郵送の予定数、これに対して、今回の郵便料金の増額分を掛け合わせして、それで算出しております。
- ですので、今回令和6年度分に関しましては、令和6年10月から令和7年3月までの半年間の費用として115万8,000円計上しております。令和7年度の債務負担分231万6,000円につきましては、これは令和7年4月から令和8年3月までの郵送発送数を積算して算出しております。以上でございます。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 すみません。もうちょっと教えてもらいたいのは、今回10月からになるではないですか。10月から3月までの半年間になりますけれども、これは今回の4月から考えての115万8,000円という認識でよろしいのですか。
- 知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。
- 総務企画課総務企画担当技幹 今回算出しておりますのは、令和6年10月分からです。予定枚数に関しましては、これまでの実績に基づいて予定枚数を算出しておりました。なので、今回令和6年10月から令和7年3月までの実績に基づいて算出しています。令和8年4月以降も同様に、月平均の発送枚数に基づいて算出しております。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 僕のちょっと数字の計算が分かっていないのですけれども、限度額115万8,000円の約2倍ではないですか。ですよね。
- (「はい」という者あり)
- 嶺井拓磨 委員 令和6年度半年分、令和7年度は1年分ですよね。さっき月単位でという話で、発送数を計算して、1年間通例にするとという話をしていたので、半年分と1年分ということであれば発送する量は変わらないのですかということでしょうか。
- 知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。
- 総務企画課総務企画担当技幹 失礼しました。令和5年度分の今実績として4月から3月までの発送枚数で、令和5年度分ですね、1年間におよそ7,000枚ほど発送しております。そういう状況で、これを1年半にしますと、おおむね347万3,000円、これは令和6年10月から令和8年3月までの18か月分で347万3,000円を算出しております。令和6年度分に関しましては、その3分の1となりますので、今回347万3,000円の3分の1で115万8,000円という…。
- 嶺井拓磨 委員 分かりました。了解、大丈夫です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1つだけいいですか。231万6,000円を令和7年度の当初予算ではなく令和6年度中に債務負担行為とする何か理由ってあるのですか。

○知名康司 委員長 総務企画担当技幹。

○総務企画課総務企画担当技幹 今回の補正、郵便料金の改正については、現在包括業務を行っております業務の中に、その料金収納業務として含まれておまして、今回郵便料金の改正に伴って受託事業者側から委託料の変更の依頼ということによって来ています。この契約自体が、令和3年4月から令和8年3月まで債務負担での契約を行っておりますけれども、今回令和7年度分の契約に関しましては、令和6年度で変更契約を行わないといけない。債務負担に関しては、その変更が出た時点で新たに債務負担の設定をし直さないといけないという規定がございますので、それに基づいて令和7年度分は債務負担として1年分の230万円の変更契約額として今回記載してございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第65号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時30分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は10月7日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後3時30分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和6年10月7日（月） 2日目

午前10時03分 開議

午後 3時12分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	知名 康 司
委員	濱元 朝 晴
委員	下地 崇

副委員長	宮城 優
委員	又吉 亮
委員	嶺井 拓 磨

議長	呉屋 等
----	------

○欠席委員（0名）

○説明員（19名）

市民経済部長	本 永 貴 也
産業政策課長	宮城 恵 美
産業政策課 商工振興係長	内間 穂 高
施設管理課長	與那嶺 諭
施設管理課 工事係技師	仲 村 貢
都市計画課 工事係長	上 原 力
市街地整備課 工事一係長	仲 間 淳
市街地整備課 換地係長	上 江 洲 智
道路整備課長	高 江 洲 強
契約検査課 契約検査係長	我 如 古 誉 幸

生活安全課 市民・安全係長	瀬崎 しあん
産業政策課 企業誘致担当主幹	饒平名 文治
建設部長	城間 勝也
施設管理課 工事係長	東江 信治
都市計画課 都市計画担当技幹	新崎 雅也
市街地整備課 課長	嶺井 実克
市街地整備課 工事二係長	眞志喜 徹也
市街地整備課 計画担当技査	宮良 信司
契約検査課 課長	伊禮 理子

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第34号 横断歩道の設置について
- (2) 陳情第30号 県産品の優先使用について
- (3) 陳情第29号 市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請
- (4) 議案第70号 宜野湾海浜公園再編整備工事（4期）請負契約について
- (5) 議案第72号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和6年度協定の締結について
- (6) 議案第74号 市道の廃止について

第461回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年10月7日（月）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時03分）

【議題】

陳情第34号 横断歩道の設置について

○知名康司 委員長 陳情第34号 横断歩道の設置についてを議題といたします。

陳情第34号についての見解があれば御説明をお願いいたします。市民経済部次長。

○市民経済部次長 9月18日付で市議会議長宛てに自治会のほうから横断歩道の設置についてという要請がございまして、市のほうにも要請がございまして、内容を確認させていただいていますが、平成29年10月にも横断歩道への信号機の設置について要請をしているというところではございますが、既存の横断歩道、信号機と距離が近いなどの理由で設置には至りませんでしたというところではございます。

改めてのこういった要請でございますので、我々としても宜野湾警察署のほうに、こういった要請が来ているということで、また上申して、警察署のほうの調査を行っていただこうかなというふうには考えております。以上です。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 陳情の真ん中のほうに既存の横断歩道、信号機との距離が近い等の理由で設置には至らなかったとありますけれども、信号機の場合は近いとちょっと難しいと思うのだけれども、横断歩道の場合はいろんなところで、そういう近いところはあるのだけれども、その辺の理由というか、どういう感じなのかお伺いしたい。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。横断歩道は道路交通法、第2条第1項第4号で規定されている歩道でございます。その中で規制実施基準というのがございまして、横断歩道につきましては、横断歩道の間隔は市街地においてはおおむね100メートル以上、非市街地においては200メートル以上とするとあります。ただし、通学・通園児、高齢者、身体障害者などの横断する場所や商店街などで歩行者の横断が特に多い場所は間隔を短縮することができるかとございます。

御承知のとおり、こちらのほうにつきましては市街地であることということから、まずは100メートル以上の間隔を持っていること、あとは警察の平成29年の調査を入れて、歩行者とか、交通量とかを含めて調査した結果、こちらは設置には至らなかったという結論に至っているのかなと思います。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 やはり学校とか、そういうのがあるところは設置できる能性がある。私もあの辺よく通るのだけれども、車も人も少ないという形で、そういうふうな結果が出たのかなと思いますけれども、今から

学校、保育園とか、そういうふうに来たら、考えるというふうな形でよろしいか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 濱元委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり、こちらの中で交通量が増えるとか、子供たちの歩行が増える、近くに嘉数公民館がございますので、そこに行かれる高齢者の方とか、デイサービスを受ける方々はいるのですけれども、その人数が増えれば、今後横断歩道等の設置は検討していくのかなというふうに考えています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。あと、この事故に関してなのですけれども、午後8時になっていますけれども、ここは暗いのですか。街路灯とか、どんなふうになっているのか、教えてください。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 街路灯は、恐らく交差点部分にあると思うのです。連続で街路灯は設置していないと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、どちらが不注意だったのかまでは把握していない。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 すみません。事故の詳しい状況は、まだ把握していません。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 街路灯の状況のほうでございしますが、こちらのほうについては、都市計画街路として整備を終えて、平成17年に供用開始しております。街路灯については、全体では4基設置をしていて、県道から入って、右側の住宅街に入るところの交差点にまず1基、あと高台のほうに入る信号のほうに1基、バイパスのほうに抜けるところに2基設置しております。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。ちょっとお聞きしたいのが、この現場って、過去事故って、どのぐらい発生していますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。今、警察のほうに、この7号道路のものの調査を入れているのですけれども、まだ回答が来ていなくて、すみません。今数値は持っていません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 信号機の設置は、原則があつて、例外もあると思うのですけれども、横断歩道の設置基準についても例外などあつたりしますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 嶺井委員の御質疑にお答えします。先ほど申し上げましたとおり、市街地だったら10メートル以上ですけれども、交通量が多いところ、渡る人たちが多くとか、学校が近いとか、そういった条件で横断歩道の間隔を狭めることは可能だということだったので、そういう条件に合えば横断歩道を短く設置するのもありかなと。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これは例外ではなく基本的に要綱の基準に謳われているのではないですか。ただ、信号機は、以前資料をもらったときは、原則として、これでという話があったので、例外もあると思っているのです。ですけれども、この横断歩道については、例外とは基本的になく、その項目があるのではないですか。には記載されていないような感じですか。

(「休憩していいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時11分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時11分)

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 すみません。御質疑にお答えします。例外というのは、特にはないです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 街路灯についても設置基準とかはあると思うのですが、これの設置基準について伺いしてもよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まずコーナー部、曲がりとかですね、あとは交差点のほうに設置します。先ほど言ったように4基、県道から歩道までの間に4基設置しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これは道路灯ですか、街路灯ですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 街路灯イコール道路を照らしたり、歩行者を照らしたり。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。ちょっと分からないのがあって、これは道路灯に関しては、道路の管理者が多分つけると思うのですが、自治会が負担している街路灯ってあるではないですか。あれは何ですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。今、自治会が設置しているのは防犯灯、LEDの防犯灯です。以上です。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この裏の地図を参照しながら、公民館が上のほうにあるけれども、今の信号機と横断歩道は右寄りにちょっとずれた、距離は短そうだね。やっぱり100メートル以内ですか。

○宮城優 副委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。この横断歩道が描かれているところは、信号機、嘉数高台に向かう信号機から約130メートルぐらい離れているところです。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 実際この道路は市道ですね。

(「市道で嘉数7号」という者あり)

○知名康司 委員 あとは、この市道に横断歩道を設置というか、市道の場合の横断歩道の設置は市が担当でしたよね。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この道路については、街路事業で道路整備をしまして、工事の場合には設計の段階で公安協議というのがあって、公安のほうに申出をして、安全性が大丈夫かどうかとか、そこら辺を含めて新設道路については市のほうで、街路灯なり、区画線なり、横断歩道もその際に整備したかなと考えております。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 例えばこの要請にあるように、これからやろうとするというのは、横断歩道の設置について…。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今の話は道路交通法、また法定な規制があるので、こちらのほうでは設置の方が厳しいものがございます。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ということは、結局は公安委員会に求めて、向こうの許可というか、それを取らないと横断歩道は設置できないというふうになるんですか。

○宮城優 副委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。これは当然公安委員会の内容になってきますので、我々は、こういった内容を警察署のほうに答申して、公安委員会のほうで設置するかどうかの判断をするということになっております。

○知名康司 委員 分かりました。以上です。

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、進めてまいります。

審査中の陳情第34号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時18分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時28分)

【議題】

陳情第30号 県産品の優先使用について

○知名康司 委員長 次に、陳情第30号 県産品の優先使用についてを議題といたします。

担当課から陳情第30号についての見解があれば説明をお願いいたします。市民経済部次長。

○市民経済部次長 では、陳情第30号、2024年7月8日付で宜野湾市議会議長宛て県産品の優先使用についてということで要請がございました。

こちらのほうも、我々のほうも市長部局にも、そういった優先使用について要請がございまして、これまでの取組等を含めて、後ほど説明はしますけれども、我々宜野湾市としては、宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例を基に、市の責務として工事の発注、物品及び役務の調達などについては、予算の適正な執行に留意しながら、市内の中小企業・小規模企業・小企業者の受注機会の増大に努めなければならないと規定されているところから、県産品、また地元産品の利活用に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 これの2024年、県産品奨励月間とありますけれども、この期間というのは定められているのでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。毎年7月を県産品奨励月間と定められております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 この期間だけ、7月だけ、年間を通して、この7月だけということですね。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 奨励月間としてキャンペーンなど取り組む期間として7月が定められております。

○宮城優 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 教えてもらえればというところで、ちょっと逆行するのですが、逆に県産品ではない、また地元外企業で優先している、市民経済部の皆様に質疑していいのか定かではないけれども、割合とあってあるのですか、逆に地元でないところから得ているような物物的な。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 次長職のメンバーで指名委員会の第二指名審査というのに入っています。その中で物品とか、役務の調達というものの指名業者の審査をするのですけれども、当然市内とか、県内優先発注ということなので、ほとんどが市内企業及び県内の企業が参入してきています。

ただ、県外のところでいえば、今のところ、ちょっとあれなのですけれども、大きいシステムとかの開発の場合は、県外の事業者が入札に入ってくる場合が考えられます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 やはりメリットが違う、金額が違うとか、機能、能力的なものとか、そういうものを勘案す

る事項に入っているのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この指名審査委員会の中では、これは契約検査課のほうに登録されている事業者を中心にやりますけれども、そこに登録されていなければ、当然指名審査には入ってこないのですけれども、その中でも極端に難しいケースとか、技術が高くて、県内にないとなれば、指名審査のほうから県外から公募してくるような感じです。

○下地崇 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 先ほど下地委員の続きなのですが、第二指名というようにお話があったのですが、それ以外に普通に指名することがなく依頼することもありですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。最近、よく契約の手法で取り入れられているのが公募型プロポーザル方式、これは当然指定登録の有無にかかわらず、こういった技術がある者はプロポーザルのほうに参加するような方法がございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 プロポーザルというのは、これは基本的には随意契約になるのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 随意契約でございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 随意契約するは要件があるではないですか。その随意契約の要件は、どのように要件該当するのですか、このプロポーザルの。

(「要件と申します」という者あり)

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 随意契約の要件、こういう理由でないと随意契約ができませんというのが基本的にはありますよね。その中で公募型プロポーザルの入札であれば随意契約していいというような言葉はないですよね。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ちょっと資料が無いため定かではないのですが、入札に資することが適当ではない、ただ価格の競争だけではない、要は事業内容とか、彼らの持つノウハウとかを含めて評価を、こちら側で、発注側である場合に公募型プロポーザルを採用します。

○嶺井拓磨 委員 以上です。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 よろしくお願ひします。今日は、契約検査課も参加しています。

(「まだです。今、総務常任委員会で」という者あり)

○呉屋等 議長 その契約検査課と原課との関係性というのですか、その役割分担というか、例えば入札する場合の指名審査委員会が、その指名を決めて、要綱は原課でつくって、それをチェックするのが契約検査課なのかどうかという、ちょっと確認をまず最初に。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。第二指名審査委員会、第一、第二とあるのですけれども、指名審査委員会の事務局は契約検査課でございます。すみ分けにつきましては、まず担当課が、契約検査課にある登録業者からリストアップして、その中で5者ないし7者ぐらいをセクションしていきます。そこで、指名をしたいという事業者7者ぐらいを指名審査委員会に諮って、何でこの事業者を指名するのかというのを、この委員会で調整をします。市内なのか、県外なのか。これまでの受注実績等を確認するというのが、この指名審査委員会の場で、それを受けて、ここで決定すれば、担当課かはまた指名を決定した業者に対して入札の依頼、見積書の依頼とかをかけるというようなすみ分けになっております。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 実は、工事の場合というのは、材料があって、工事業者があって、いろいろ段階があるのですけれども、要は工事業者が県内あるいは市内でした、JVでした、その原材料に関して、どこまで縛りができるのかなというのがあって、実はある県内の業者の方からも、この材料に関しては、発注元は地元と県外のJVだけれども、材料に関しては県外から取ってくるのだよという指摘もありまして、だからどこまでそれを、もともと県内になれば別だけれども、県内にもそういう業者があるのだけれども、県外からわざわざ事業者が取ったという話をされていたので、どこまでそれが縛れるのかなというのを少し確認したいのですけれども、これは契約検査課でないと分からないですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時42分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時42分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。県産品の要請を受けた際に、庁内に工事発注の部署にアンケートを取りまして調査しまして確認したところ、特記仕様書に県産建設資材の優先使用について記載されていたりしているところがあるようです。ですので、優先使用するようにということで、資材のことについても表記されているということで、業者への指導を行っているということです。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 仕様書に記載されているということですから、これは要は全てに県産品材に関しても使うようにということを明記してほしいなということも、多分この中には入っていると思うのですが、その中で、要するにそういう仕様書に全て入っているかどうかというのは、今お答えできなければ後でもいいのですけれども、特に一部そういうのが見受けられない工事があったということで、御指摘いただいたので、そこは仕様書にはどのように、全部がそうなっているのか、確認できますか。逆にそれは市長にも県産品奨励月間のとき来ていますから、それはそういうふうにやりなさいという指示が出ているかどうかということ、確認できますか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 申し訳ございません。呉屋議長の御質疑にお答えします。優先発注の記載状況の確認、仕様書への記載状況の確認ということなのですけれども、工事関係、ちょっと多岐に及びますので、ちょっと調査に時間を要するのかなと思いますが、例えば契約検査課とか、もし調査しているものがあれば、それでお答えしていきたいなと思います。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 後で結構ですので、そういう資料なり、報告できるものがあれば、また御提出をお願いします。以上です。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時46分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時46分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 もう一度、答弁のほうを追加させていただきたいと思います。公共工事及び物品調達のある部署に対しまして、私たちのほうで調査を行った内容によりますと、特記仕様書に県産建設資材の優先使用の記載がされている部署は全課が記載していることが分かりました。調査対象としましては、建築課、市街地整備課、施設管理課、都市計画課、道路整備課、水道施設課、下水道施設課、教育委員会の施設課でございます。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 公共工事を持っている全ての事業者は、こういった優先発注については記載が仕様書にあるというところの調査は出ております。130万円以下の随意契約できる簡易的な工事は、そこはちょっと記載はされていないような状況もまたございます。

(何事かいう者あり)

○市民経済部次長 契約書を作成していない、調査対象外です。あくまでも130万円以上の入札に係る工事は県産品の仕様書に記載をされているところです。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 全課関連するところは、仕様書の特記事項に県産品使用が書かれているということは、今答弁いただいたのですが、問題は、それを守っているかどうかだと思うのです。そのチェックというのは、発注する際には、あるいは入札の落札のときには、そういうチェック機能というのは、あるのかどうかというのは分かりますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ただいまの質疑なのですが、入札段階では、金額的なもののみを、価格を見て、例えば工事でしたら最低制限価格以上であるかどうかのチェックはしますので、中身の仕様については、実際契約を締結した後の発注書での確認という形になります。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 値段競争になる、もちろん最低制限価格、また議会に上程しない分の金額もありますので、要するに安めでいこうということであれば、県外の業者で安いのがあれば、それを契約書に、入札を出すと。落札したときにわかるというのであれば、やはりそこは特記事項に書いてあっても、それが守られているかどうかというのは分からないということですよね。その特記事項を守って、県産品を多少高くてもやっているJ Vや業者があるのと、Bというところは、安いから県外の材料とかを使って、入札したら当然県外の安いところが落とすというのは分かるので、これはやはりどこかでちゃんと特記事項が守られているかどうかというのは、というのは、この県産品では十何年以上、市長、議長に来ておりますよね。そこは今すぐとは言わなくても、どうにかこの辺のところ、県産品を多少高くてもやっている時の、入札してくれるところと、そこはしっかりチェックしていただかないと、県産品の使用を特記事項に書いても守ってくれないこともあるかもしれない。そこはやはり行政のほうでもチェック機能を、今すぐとは言いませんけれども、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ありがとうございます。担当課に調査していく中で、価格だけではなくて、経済性だけではなくて、施工性や維持管理面など総合的に勘案して、そういった県内製品なのか、県外製品なのかというのを業者のほうは選択しているというお話も聞き取れておりますので、役所側としましては、それは指導していく立場として今後も対応してまいりたいと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。契約検査課長がいらしているので、公共工事の面で検査を受けていて、資材面で、例えば木材だったり、塗料だったり、結構制限があるのかなというのは分かるのですが、呉屋議長がおっしゃったところで、少しかぶせぎみになるのですが、例えば落札して、最初に施工計画書を提出すると思うのですが、業者さんは、そのときは、たしか材料受払簿あったと思うのです。使用する材料を最初に承認を得るために出す書類があると思うのですが、そこに県産品を使用というような制限をかけたという事例ってあったりするのですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ただいまの下地委員の御質疑なのですが、特記仕様書とかで、このあたりの書類等については、契約検査課に提出するものではなく、発注部署に提出する書類となっているので、中身については、詳細は把握しかねるのですが、恐らく必ず県産品でないといけないというもので、特定した縛りは、恐らくかけていないのではないかなと、かけられていないような状況なのではないかなと思っています。

特に県とのよく会議があるのですが、発注部署に向けた会議というのですかね。その中でも市産品、県産品、リサイクル等も含めて活用するよにということ、結構要請はありますので、その辺を踏まえて、また発注場所が工期の関係もあると思うのですが、その辺もうちょっと制限がかけられるかというのは、陳情の趣旨も踏まえて、ちょっとまた庁内で検討してみたいなと思います。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかにないですか。宮城優委員。

○宮城優 委員 すみません。先ほど僕が聞いた期間なのですが、奨励月間の。それ以外の月は、今言った価格とか、メンテナンス性とか、総合的に判断して、県産品以外使ってもいいという解釈でいいのです

か。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 委員の御質疑にお答えいたしますが、当然沖縄県挙げて県産品を優先しようとするのですが、ただそれを7月に強化月間、PRとか、広告をいっぱいしていきたいと思いますという月間になります。1年を通じて県産品は優先的に使いたいということに理解しております。

○宮城優 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の陳情第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時53分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時03分)

【議題】

陳情第29号 市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請

○知名康司 委員長 次に、陳情第29号 市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請を議題といたします。担当課から陳情第29号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。市民経済部次長。

○市民経済部次長 見解のほうでございます。先ほど県産品の優先使用を申し上げましたが、本市では宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例に基づいて県産品及び市産品の優先的な活用、受注機会の増大をやっているところでございます。以上です。

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。これは市のほうの市産品の奨励とあるのですが、これは農産物とかが入っていないのですけれども、例えば市民が市外で作った農産物とかを奨励することはできないのですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 要請の中には市産品の活用ということで、物産も含まれているものと私たちとしては認識しております。ですので、例えば奨励月間中に看板で周知もしたりしますが、実際年間を通して、各事業の中では、活用できる場面で市産品の活用をしていっているという状況でございます。例えば市民の日でしたら、市政功労者の記念品に琉球紅型を市内の事業者に制作を依頼したり、農林水産物の普及促進ということでありましたら、私たち産業政策課のほうで、産業まつりにおいて無料試食会などの販売PRを行ったり、農水産物の振興拠点施設となっています、ぎのわんゆいマルシェで販売促進をしたりということで、市産品の活用について取組を図っているところでございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 今、物品というのもありましたけれども、私ごとで恐縮ですけれども、私が加工品を作っているのですけれども、それを要請すると、会場で試食みたいな形で市民にPRとかできるという認識でいいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市内の農家さんなどが作られた加工品などで産業まつりなどの会場において、たくさんの方にPRが行えるかどうか、その商品の情報もちょっと持ち合わせておりませんので、可能な限り、どのような形で出店ができるのか、前向きに検討させていただければと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 商工会のほうで認定された商品を私持っているのです、そういう関係であれば。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 産業まつりにつきましては、商工業部門や農水産部門ということでブースを設けております。そこに出品される方が2日間で5,000円という出店料をいただくのですけれども、そういった形で市の特産品推奨認定を受けた事業者の皆さんが出店をして販売するという場を私たちは産業まつりにおいて提供しておりますので、そういったところの活用もできるかと考えております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。この陳情のほうの2ですね、総合評価落札方式を拡充しとあるのですが、この総合評価落札方式は、今、実際、公共工事において取り入れているのかどうなのか、お伺ひいたします。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 お答えいたします。公共工事については、簡易型総合評価方式というものを平成20年に施行してございまして、実績としましては、平成26年頃までは何回か、これによる入札を行っていたという経緯はあるようです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうしましたら、簡易型と普通の総合評価落札方式の違いについて、ちょっと御説明をお願いしていいでしょうか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 通常のものでしたら、予算とか技術施工能力に制限をかけないでやっているものが、恐らく標準型ということで認識しているのですが、本市においては、評価項目もちょっと少なくした形で、現実的に小規模な工事とか、その辺を対象に簡易型の総合評価方式を実施していたという経緯があります。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。簡易型の入札をやったのを平成26年以降やらなくなった理由を教えてください。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、総合評価方式の活用が、なかなか進まなかった理由なのですが、通常の入札に関しては価格のみで落札者を決定いたします。ただ、この総合評価方式では、技術的な実績とか、技術者の確認とかというのを、まず出していただいて、それから専門家の意見を聞いた上で、この業者は落札者に値する

かどうかということ審査しますので、それなりの時間がかかることもありまして、入札から落札決定までにある程度時間を要するということもありまして、実際は進んでいないというのが現状ではないかなと思っています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今見ると、商工会から陳情、商工会は、こういうものを望んでいるとは思いますが、今回入札方式を変えたのは、どちら側の都合ですか。もともと総合評価できれば早めにやってほしいということを加味してそうやったのか、それとも役所側として早めに進めていかないといけないから、そういうふうに変えていったのか、どちらの考えですか。変えた理由としては、大まかな要因としては、

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ちょっとこれまでの経緯というのが、恐らくなのですけれども、商工会のほうからの総合評価方式の、落札方式の拡充とあるので、価格以外の、先ほどからちょっとお話があるような地域貢献度とか、そういったその他の社会的貢献度というものを、金額以外の評価点として入れてほしいということで、要望なのではないかなというふうにちょっとうかがえるのですけれども、その辺で、今実際、県と那覇市がやっているぐらいの制度にはなっていて、県内のほかの市町村でもあまり進んでいないという現状にもありますし、また発注部署からも、これをやって契約まで締結するというのは、ちょっと工期とか、納期的に厳しい。あと、財源的なものを確保するということがありますので、その辺が今直近で10年ぐらいは全くこの方式を活用していないという実情にあるかなと思っています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これの陳情だけ見ると、ごめんなさい。僕が、要望している理由は、労働条件の悪化と安全対策の不徹底等を未然に防止し、地元企業の健全な発展のために総合評価落札方式を拡充してほしいと書いてあるので、こっちからいくと、地元貢献というよりは、労働環境が悪化している、条件があまりよくなっていない背景と、安全対策をセッティングするためにやるということが、それをやってほしいということだと思う。

その背景は、若年入職者の減少や技能労働者の高齢化による人手不足、あと物価高騰による課題に直面ということだったので、地元貢献というか、そこではないかなと思うので、なので、そこはちょっと加味していただきたいと思うのが1点と、最低制限価格の算定及び最低価格のさらなる引き上げというところがうたわれているのですけれども、これについて今当局側の見解をちょっとお伺いしたい。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 最低制限価格の算定及び最低価格のさらなる引き上げについてなのですが、工事については、県並みに今最低制限価格を設定しているところがありまして、建設関係の業務委託についても県が、また今年4月に率を改正していますので、その辺も踏まえて、本市においては、県の改正からちょっと遅れているのですけれども、10月1日からまた改正を行っておるところであります。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これは沖縄県は、全国で比べると高いのですか、低いのですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 国が示しているラインよりは、県はちょっと上がっています。国は、もうちょっと低い。

下限値の率は低く設定されています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、直近までは、宜野湾市は国の設定している率より上だったのですか、下だったのですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 県に準じて改正していますので、県に沿った形で宜野湾市のほうも率を上げたりはしています。これまで県のほうでは、建設関係維持管理業務というのがあるのですが、道路維持管理業務、そういったもの、最低制限価格の設定の業種としていたのですが、本市では、その業種は、最低制限価格の業種として取り扱っていなかったものを本年度からは、その業種を県並みに追加して、算定率も県並みにしているところであります。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 国より高かったのですか、低かったのですか。これだけ教えてほしいのですけど。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 県と一緒になので、設計のライン的には国より高いと思う…。

(「今までの価格」という者あり)

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今までも国より。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。ダンピングということが書いてあるので、確認したいのですけれども、最低制限価格が設定されると、恐らくダンピングというのではないのかなと思うのですけれども、小規模事業において130万円以下であれば随意契約が結べますよね。そうなった場合のダンピング防止策について、ちょっとどのような対策を行っているのか、お伺いできればなど。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ちょっと財務規則上の話になるのですけれども、少額金額の随契についても、最低でも2社以上は見積りを徴収しないといけないというのがありますし、予定価格を設定しますので、その設定する段階で実勢価格を加味した形で複数社から見積りを取ってということをやりますので、直近の大体業務を請け負ったり、何か物品を購入したりという場合は、見積りを徴収しますので、その範囲である程度ダンピングはないものということで確認は取れているのかなと思っております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ということは、最低価格自体は設定していないという事でよいですか。

(「はい」という者あり)

○嶺井拓磨 委員 ダンピング防止というのは、ダンピングって独占禁止法の中で原価を割るようなものに関

しては、それを助長してしまうので、公正な競争ができなくなってしまいますので、やってはいけないというところがあるんですけど。例えばですけれども、最低制限価格制度を導入しない場合、見積りを2社から取りました。1社は130万円です。もう一社は半額の65万円となった場合、そこはどのようなふう判断されるのでしょうか。見積りは取っていますけれども、明らかに1社が低い場合。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ちょっと随意契約の発注部署ではないので、詳細については、ちょっと把握はしかねるのですが、恐らくあまりにも差がある、乖離している場合については、あと1社、あと数社から見積りを同じような条件で徴収しているのではないかと思われま。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうしますと、ちょっと資料をお願いしたいのですけれども、小規模事業のやつで、小規模事業の随契に至るまでの、契約までの過程の実施要綱があると思うので、それをいただきたい。あと、前年度で結構ですので、小規模事業登録のほうの落札価格、事業工事の落札価格、130万円以下であればあると思うので、見積書も取っているということは安いほうへお願いしているところですかね。なので、落札価格の提供をいただきたい。これからちょっとお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(何事かいう者あり)

○嶺井拓磨 委員 見積りを取っているものがあればうれしいのですけれども、もし難しいようであれば、予定価格と落札価格のやつを出していただけたら助かります。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回の資料は、1つのサンプルでいいのですか。130万円以下の契約、工事関係って結構たくさんあるものですか、それを全部拾うというのは、なかなか時間がかかるかなと思うのですが、その中で数パターンというか、こっちが持っているものでよければ出せます。

○嶺井拓磨 委員 できれば、僕としては、ダンピングがされていないかというのを、ちゃんと確認がされているかというのを知りたいのです、一番は。一番懸念しているのは、ダンピング防止についての1点と、やはり随意契約になると、癒着というのが分からないではないですか。不透明というか、どうしても分からない部分があって、最近、上下水道局のほうでも、そういった問題があったではないですか。詐欺まがいみたいなことがあったので、そういったものをできれば確認したいなど、このタイミングでと思っているので、できれば、時間はかかってでも全部出していただきたいなど思っているのですけれども。

(「ちょっと休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時30分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。それでは、130万円以下の小規模工事のもので調査をしまして、落札価格と予定価格、この2点を把握できるような調査をしてみたいと思います。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 先ほどの資料なのですが、前年度…。

○嶺井拓磨 委員 はい、令和5年度でお願いします。

○知名康司 委員長 産業政策課長

○産業政策課長 令和5年度分で調査してまいりたいと思います。

○嶺井拓磨 委員 よろしくをお願いします。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 嶺井委員の2番のものと重複して質疑するのですが、ダンピングですね、商工会さんからの陳情なので、最低制限価格を上げるということは、適正な利益を確保することができるので、法外な値下げを下請にさせないということで、そういうことを徹底するために、この方法のかなと認識をしておるのですが、例えば西普天間の琉大病院みたいに大型工事、これは市内事業者が親元で見えていないのかなと思って、第二次、第三次でようやく我々の地元企業が入って施工していく。そこに価格保証はほぼほぼあると思いますので、地元の企業がしっかり親元から適正なパーセントとかで、しっかり下請を受けられるというのを、しっかり守ってほしいという要望のかなと思ったのですが、チェック機能ってありますか。すみません。訂正します。

国事業の発注には市は関われないので、例えば宜野湾市の地元企業に発注、受注してもらって、そこから実際に施工する二次、三次の事業者さんは宜野湾市内の事業者さんで、下請台帳に関わるような利益の内容が確認できると思うのですが、そういったことで、下請さんがしっかり利益を得られているかというチェック機能というのはあるんでしょうか。伝わっていますか。すみません。ちょっと回りくどくて申し訳ありません。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時34分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時34分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 下請の価格については把握してございません。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 下請台帳に受注契約書とかけられるはずなのですが、そういったものは。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 大変申し訳ないのですが、契約検査課としては、契約締結までは把握しているのですが、発注後の施工管理等を含めては、ちょっと把握はしておりませんので、お答えしかねます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 本市に本社を有する事業者との連携への配慮についてと配慮を求めているのかなと思うので、下請を守る制度というところで、ダンピング防止の趣旨だと思いますけど。ちょっと御留意いただきたいなと思います。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 先ほどの県産品もそうですけれども、市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請は

10年以上も続けて市長、議長宛てに出されている要請書であるということは皆さんも御承知のとおりだと思うのですが、今の下地委員の質疑にも関連するのですが、これは議会も毎年要請してしまして、陳情第29号が今回の議案ということでやっていますが、実は陳情第20号でも去年上がってしまして、去年の陳情第20号の中身は4つの項目があって、西普天間住宅地区における小規模工事及びメンテナンス契約ということで、琉大病院及び附属の本体工事には、思うように地元企業が受注できていないと、陳情第20号の中に。要するに今後地域経済の発展や雇用創出に貢献されることから、市内事業者に優先発注するよう特段の御配慮を賜りたいというのを、これは去年、市長、議長宛てに出されて、今回は4番目のことが入っていないのです。なので、前の琉大病院と関連する小規模工事に関しては、市内業者が受注できるように特段の御配慮を賜りたいということ去年挙げていて、それに対して、どのようなことをやってきたのかということ、去年そういうふうな陳情が市長にもあって、議会にもあって、我々はこの十何年、この件に関しては、当然それは市内業者優先にやれるものだということで、委員会付託をせずに本会議に上程して、このチェック機能ができていなかったというのを今回反省して委員会付託をしているわけなのです。

なので、こういったことに関して市としてはどのような配慮をしてきたのか。さっきの質疑と重なるのですけれども、そういうふうな要請があって、今年はそれが無いのです。だから、やってくれたのかなという、ちょっと期待感も含めてどのように配慮されたのかなということをお答えいただければと思います。

(「すみません。休憩を」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時38分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時38分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 正式な名称は、少し失念しておりますが、琉大の工事に関しましては、琉大、西普天間全体ですね、答弁に関しては西普天間期成会というところで、商工会を中心とした市内の事業所さんが団体となって構成している会がございます。期成会のほうでは、この西普天間の工事が始まる前から市内の事業者優先受注ができるようにということで、琉球大学への要請、また市長への要請、国への要請も行っております。

実際、琉球大学病院の大型の工事が始まりまして、やがて完成するのですが、大きな工事には、やはり県外の大手企業が親として受注し、下請としてもどこまで入っているか、把握はできていないところですが、今後は附帯工事に関してが、市内の事業者としての出番が増えてくるであろうということで、昨年だったかと思いますが、期成会の皆さんと市との意見交換を持ちまして、今後の受注に関して要請、要望、意見交換という形で受けております。そのことに関しては、その都度琉球大学の工事の関係部署のところと意見を交換しておりますので、琉球大学のほうとしましても、市内の事業者を優先して活用することについては、かなり意識を持っていただいているところがございますので、これから琉大の附帯工事に関して、またその後のまちづくりに関する工事に関しては、市内の事業者が参入できる機会も増えてくるものと考えております。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 よろしくお願ひします。今の説明を聞いて、地元業者の期成会を通じて市長、国に要請が

あって、市からは琉大の工事、あるいは琉大のほうにも、そういった要請をしていらっしやると聞いて安心しました。今後また体育館だとか、そういった医学部の施設もあるというふうに聞いていますので、引き続きそれは求めていきたいなと思います。

あと、今回はというか、議会に上程していただく工事が1億5,000万円の契約。要は我々議会がチェックできる契約と、逆に言えば、工事であれば1億5,000万円以下の工事、あるいは物品購入に関しても議会に上程、議決しなくていい、当然それはありますよね。ですから、その議決しない分に関しては、我々は見えないところ、もちろんこれによって議決する、しないは関係ないのですけれども、それについても少し確認したいなというか、我々としても、この要請がどうなっているかというのを知りたいなというのがあって、当然ホームページでは公表しているのを時々拝見するのですが、ちょっと資料でお願いしたいのが、実際市外業者が、私は、これはゼロではないと思う。また、ゼロというのも難しいところがあると思うので、議会に上程されない範囲の中で、市外業者が契約し、受注している内容について、この入札のあれがありますよね、契約しましたという、これはホームページで公開しているものでいいので、それを資料として、要は現状市外がどのぐらいやっているのかなというのをちょっと見たい。もちろん、これは議決事項ではないので、それについてどうこう言うものではないのです。ただ、現状を知りたいなということで、これはどれぐらいだったら、3年分は多いよとか、1年分だったらできるよとか。

(「住みません。また、休憩をお願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時42分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 地域区分が市外の件名と落札金額と業者名、今、公表は直近2年間公表されておりますので、本年度の今現在までの分と前年度のということであれば、資料としてお出しすることはできます。

○知名康司 委員長 呉屋等 議長。

○呉屋等 議長 資料のほうをお願いします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほどちょっと休憩中に話をしたことなのですが、地域貢献だったりとかする場合に入札条件の中で加算されるのかな、評価なのかな、っていうものがあって、先ほど多分県と那覇市のほうでは、それがあるといようなことだったのかなと思うのですが、そこを1回ちょっと確認させてもらってもいいですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ちょっと詳しい要綱というのは、まだ取り寄せていないのですけれども、恐らく総合評価方式というのが、県と那覇市でやっています、そこについては評価項目の中に地域貢献とかを含めて、科目の加算をされているのではないかなと、評価の項目としてあるのではないかなということで思っていますので、その辺はちょっとまた県の要綱とか、那覇市の要綱はちょっと確認はしてみたいと思っています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、その評価の中に市産品、県産品を地域貢献とはまた別で、市産品、県産品を優先的に使用する、利用するというようなものが入っているのか。もしくは、そういったものを入れているような評価方式でされている市町村があるのかというのをお聞かせください。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 この辺については、ちょっと先ほどの答弁と重複するのですが、中身の項目というのが、今ちょっと手元にないので、そこまで評価されているかというのは、お答えいたしかねるのですが、ただ工事の格付等については、例えば地域貢献度とか、そういったものを配慮するというは、近隣、県内の市町村にはあります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 県内にありますということで、特に宜野湾市内で、そこは定めてはいないということですね。格付の段階で、そういったものを見た上でAにするとか、特Aにするとかというのは、特にないということですかね。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 宜野湾市、本市においては、格付において、加点という評価項目では、そういった評価項目はありません。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進行してまいります。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第29号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時49分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時50分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時50分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第70号 宜野湾海浜公園再編整備工事(4期)請負契約について

○知名康司 委員長 議案第70号 宜野湾海浜公園再編整備工事(4期)請負契約について議題といたします。

担当課から議案第70号についての趣旨説明をお願いいたします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。

(「委員長」という者あり)

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 質疑に入る前に、資料として議案書についていた航空写真がちょっと見づらいということで、ちょっと拡大して、先ほどお配りした図面がございます。この説明をぱっとさせてもらってよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 はい。お願いします。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、質疑をお願いします。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくをお願いします。資料に書いてあるところで、イメージというのがあるのですが、噴水広場のイメージ、これは芝生が植えられているのですが、こういう感じで芝生でやるつもりですか。それとも人工芝のような形ですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 噴水は、普天間門前広場と同じようにタイル貼りというのですか、噴水のところ、そういう予定です。

(何事かいう者あり)

○施設管理課長 ②のほうですね。そうです。このとおりのイメージで階段状にして芝を置くよう形です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 芝は人工芝ですか、それとも普通の芝ですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 天然芝でございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 3つ目の噴水イメージなのですが、この噴水は随時噴水、水を出しているのですか。それとも時間の制限を設けてやるのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これは上水を使いますので、常時出していたら水道料金も高いので、門前広場と同じような形で時間、20分に1回とか、そういう設定で出していこうかなと思っております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 噴水は上水が使われるということなのですが、ここは恐らく子供たちも遊ぶことができるのではないかなと思っているのですが、SNSとかを見ると、こういう噴水広場に子供たちが集まって遊んでいるのをよく見かけはするのですが、土、日も20分に1回とか、門前広場と同じような形でやるとか、それとも臨機応変に変えることはできるのか、どちらなのでしょう。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 まずは試しに門前広場みたいにやって、それでこうしたほうがいいのか、アドバイスが

ございましたら、その辺は臨機応変に変えることができますし、また大きなイベントのときは止めることもできますので、その辺は臨機応変に意見を聞きながらやっていきたいと思っています。

○嶺井拓磨 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一度、この2番の向かい側の駐車場のエリアの中に入っているものの説明をもう一回いただけますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 駐車場側なのですけれども、3期工事までで駐車場をやってきたのですけれども、4期終わらないと駐車場の整備が完全に終わらないのです。駐車場が、既存が350台ございまして、今回できれば477台、222台増えることになるのですけれども、ちょっと駐車場のところに点線がございますよね、右側の緑の。この部分がまだちょっと完成していません。

ここは何かありますかという、ポンプ場がございまして、その辺の囲いとか、そういったものも今回工事に、駐車場の整備も入っているような形になっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この駐車場側にある、少し飛び出た部分、さっき何か屋根が付くとかなんとかと言っていましたけれども、これも説明もいただけますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 駐車場が黄色いサブエントランスと並んで駐車場の境がございまして、駐車場とサブエントランスの。駐車場の境がこれなのです。このラインなのです。こっちにパーゴラ、ネズミ色の。こっちにパーゴラの屋根があって、円錐形のベンチができるような形になるのです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 何かステージイベント等もできるようなイメージという話ですが、これは噴水が出る、その場所において、そういったイベントができるようなイメージになるということなのですか、この中央部分。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 はい。ニーズがあれば、そういったものにも対応していきたいなと思っています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この噴水のところになる部分って、今、水が入っていて、中にコイですか、亀とか、いっぱいいるはずなのですけれども、あれってどこかに移したりするのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ティラピアは外来種なので、コイとか、その辺はコンベンションのほうと話をして、宜野湾海浜公園の横に川がありますよね。あっちに移すか、亀はミドリガメが多いので、ちょっとその辺は専門家に聞いて、普通に処分していいのか、どこか譲渡先があるのか、その辺もちょっと確認していきたいなと思っています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 特に宜野湾市のお金でもって、そこに生態を入れてやったというわけではなくて、自然発生的に誰かしらが放したものであって、そこから増えてきて、市のものではないという認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 私が入ったときは、ニシキゴイとか、そういったものはいて、ティラピアとか、あまりいなかったのです。それをみんなが持ってきて、亀とかも入れて、家で飼えなくなって、なので、市の所有物ではないのかなというふうには思っているところです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の地図を見ているのだけれども、既存の道というか、やっているのは、宜野湾バイパスに接しているところは、壁か何かあるのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 Uの字型の車止めというのですか、人が横から入って、自転車も入れるかどうか、車椅子は無理なのですが、そういったものがございまして、現在は。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 それからしたら、今回は、また同じような感じのU字型の、今の話のあれは取るのか、その辺ちょっと。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回いい商品が出ているので、車椅子は押してくねくね入っていけるのがあって、バイク、自転車は入らないようなものがございましたので、それを設置しようかなと思っています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 そうですね。今だったら車椅子は入れないような状況で、今回は入れるということで、便利になるということで理解しました。分かりました。

それと、屋外劇場までずっとまっすぐということで、この4期のものと違うかもしれませんが、こども広場とか、バスケットコートとか、その辺も計画も併せてやるようになっているのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ちょっと議案とは外れますけれども、一応説明しましょうね。こども広場とバスケットコートは、今年度設計しておりますので、工事費が工面次第、着工していこうかなというふうには思っています。スケートボード場も今年度設計しております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 では、お願いします。噴水が出たり、パーゴラを造ったりして、あとツル性の植物とかで日陰もつくって、親子連れのコミュニケーションができる、すごくいいのかなと思います。この1のほうの路面というのですか、ここの施工する資材というのですか、ゴム状のものとか、そういうクッション性のあるものですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 通常のアスファルトにカラーを塗るような感じでいこうかなと思っています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 僕が過去に見たときには、ここでスケボーとかをやっている若い子が居たり、何かジャンプ台みたいなのがあったりしたのですが、あのジャンプ台とかは市が置いたとか、そういう関係なのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 広場は提供しているのですけれども、スロープ台とか、平均台みたいなやつは、やっている子たちが持ってきて、置いているような状況なのです。工事によってスケートボードができなくなりますので、今、駐車場のある上の辺り、前の電車広場があったのを覚えていますかね。そこをスケートボード場にしようということになっていきますので、その子たちは、そこでスケートボードができるようになります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 ちょっと親子との、その若い子たちとの接触が、ちょっと気になりますけれども、すみ分けをするということですよ。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 はい。すみ分けはしますし、スケートボード場も初心者用、中級者用、上級者用と、そういうふうに分けて、けががないような形で設計しています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、多分前にも聞いたことがあると思うのですけれども、この指名競争入札なのですけれども、その入札にそもそも参加しないことと、参加はして辞退することと、応札まですることと、これはどのような影響があるのかというのを教えてもらってもいいですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回の入札は、公募式指名なのです。公募で集まってきてはいるのですけれども、その中でやはり下請さんとか、そういったものが採り切れないとか、そういったもので辞退が出ているのかなというふうにも思います。直接聞いたわけではないので、ちょっと何とも言えないのですけれども、その辺、契約検査課長、何かありますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回公募で入札参加の申請をした業者は5共同企業体ありまして、辞退が2社だったのですけれども、富士建設と大日土木さんの共同企業体については、当日の辞退ということで、入札書に辞退ということで、投函があります。3番目の山内組と沖産の共同企業体なのですけれども、こちらについては、入札日の前日までに技術者が配置できないということで、事前に辞退がありました。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私が聞きたいのは、この辞退した2共同企業体とほかの3共同企業体、直接分かりやすく言うと、入札した1共同企業体以外の残りの2共同企業体、応札したところ、2億3,402万円と2億3,000万円、何か入札する意欲があまり見られないというか、最低制限価格に近づけようとしたというのが見られないので、辞退することと応札までいくことって、結果、次期、その後何か影響があったり、この辺の違いって何かあったりするのかなというところですが、私が聞きたいところは、言いたいことはわかるかな。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 前々からちょっと答弁申し上げているのですけれども、入札の参加、指名も含めてなのですけれども、辞退によるペナルティーというのはありません。実際は当日に辞退届があったり、あとは通常

でしたら、事前に、前日までに辞退届を出してもらおうというのが入札の心得というか、ルールがあるのですけれども、その中では決まっています。恐らくなのですけれども、今回は公募ということで、手挙げ制度の指名競争入札、公募型指名競争入札といいますけれども、申請期間を設けて、入札に参加したいですという希望をされた共同企業体として申込みがあったので、その部分で当日の辞退もあったのかなというふうに推測はされるのですが、金額からすると、あまり競ってはいないので、実際はそこまで競ったものではなかったのかなと推定はされるのですけれども、ペナルティーはないので、2共同企業体以上参加しているので、入札は成立しているということです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もっと分かりやすく質疑すれば、参加することのメリットはありますか。入札はできないかもしれないけれども、これに参加することのメリットというのは、初めから参加しないことと、参加することのメリットは何かあるのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 特にはないのですけれども、入札額を見ると、今、宜野湾市は工事発注をいっぱい出していますよね。その中で予定価格で取ればいいや、ラッキーだなというぐらいで、下の2共同企業体は思っているのかなと思うのです。落札したアメリカンさんは、ちょっと取りたい。屋外劇場もアメリカンさんが建築で取っているので、その辺の兼ね合いもあって、その差が出ているのかなという感じはします。ちょっと辞退した会社については、先ほど言ったように、例えば県の工事を先に受注してしまって、技術者が配置できないから辞退とか、そういう感じなのかなという、推測ですけれども。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは進行したいと思います。

審査中の議案第70号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時26分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時29分)

【議題】

議案第72号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和6年度協定の締結について

○知名康司 委員長 次に、議案第72号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和6年度協定の締結についてを議題といたします。

担当課から議案第72号についての趣旨説明をお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。ちょっとお聞きしたいのが、今回随意契約ではあると思うのですが、無電柱化という電柱の地中化をすることができるのが沖電工さんしかないということなのですか、本当に沖縄県には沖電工さんしかないのかというのが1点目。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 沖電工さんしかないのかというお話なのですが、無電柱化には通信事業者もありますし、ケーブルネットワーク、テレビのものもありますし、必ずしも沖電工だけではないです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今回の随意契約の中身は、またちょっともう一度、御説明いただいていいですか。先ほど聞いたのですが、その理由と技術的なものが、ここしかないからというようなニュアンスで聞こえたのですが、ではその指した技術とは、どういった技術なのかということ、ほかとの違いも踏まえてあれば教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この事業自体が令和3年度から始まっていて、包括的設計から計画、設計、工事、全て包括的に、今後受電する施設ができたところに受電システムを設けたりというところで、令和4年、基本協定を結ばせていただいて、令和9年度までに工事を終わらすというところの協定を結んで行っている事業でして、こういう短期間にやっているところ、短期間に終わらせるというところが、毎回、毎回入札を経てやっている、この3倍ぐらいかかるという、県とか、また東京電力さんにヒアリング等をやると、到底令和9年度までには終わらないというお話だったので、包括的に令和2年度から、この事業がスタートしているのですが、包括的に沖縄電力、沖電工と宜野湾市を含めて協定を結んで、短期間に終わらすという大前提の下で進められている事業です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。最後に1点だけ。協定を結ばれたのは令和4年のいつですか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 沖縄電力及び沖電工との協定につきましては、当初令和3年度に締結していたのですが、このたびまた令和4年度に新たに締結するに当たって、1度解消いたしました。理由につきましては、補助金を使う上で、令和3年度に結んだ協定が、ちょっと意にそぐわないとか、合わないということで、令和3年に締結したのを1度解消して、令和4年度から補助金に即した協定を締結しました。こちらが基本協定が令和4年7月20日です。こちらが沖縄電力と沖電工と無電柱化を進める上で基本的な決め事を定めた内容となっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回の2億7,200万円余りの工事というのは、令和9年までであると聞いたのですが、そのぐらいの金額を毎年、毎年あるという形になる。それともどのぐらい進んでいるのか、その辺お伺いし

ます。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 区画道路の電線共同溝工事につきましては、総額で11億8,000万円を予定しております。現在令和4年度が1億3,891万円、令和5年度が2億4,032万2,000円、令和6年度が現在お示しております2億7,277万8,000円、令和7年度が2億6,555万2,000円、令和8年度が2億5,763万3,000円となっております。大体平準化になるように金額のほうもならしているような感じでございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 路線名が普天間5号とか、普天間8号とかありますが、それ以外の場所もあるのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和6年度につきましては……

(「全体で」という者あり)

○市街地整備課長 全体的にいいますと、今、東側、右側というのですか、なのですけれども、左側、喜友名23号側とか、また喜友名線沿いの喜友名側も今年度設計を入れていますが、今後は西側にシフトしていく予定…。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 完成後、やはり随意契約してやっているので、その辺の修理というか、何かあった場合は、また同じような感じの、そこと契約というか、ずっと計画的にやるというような形になりますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 あくまで道路に付帯する施設なので、今後は道路管理者が管理することになって、市が管理することになります。電力とか、通信はケーブルなので、電線共同溝の施設自体は市が管理することになります。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回年度別の、年度、年度でやるような協定のものではあるのですけれども、令和4年度段階で結ばれた協定の中で、一次下請で市内業者優先的というような内容はあったのですけれども、実際に令和5年度市内業者で一次下請、令和6年度も今から結ぶ協定に関してもどれぐらい市内業者が一次下請として入ってこれているのか。実際にちゃんとできているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。協定書の施工協定には積極的に市内業者を下請で使うことということをやっています。実際議会からの、議員さんから、そういう本当にやっているのという、毎年そういう指摘があって、沖電工さんに直接どうなのですかと伺いました。積極的に沖電工さんはやっていなかったの、こちらのほうで建設業、宜野湾市の支部60社程度、建設業と、あと電友会のほうに問い合わせ、会長さんに役所まで来てもらって、こういう仕事があるのですけれども、会員の皆さんに案内してくださいということ、沖電工のほうから文書、公募についてということ、市内60社プラス電友会の皆さんに文書を発送して、その後も我々から働きかけしたのですけれども、実際は皆さん、いろいろ仕事が結構あるのかなのか、名乗り出るところがなくて、会長さんはすぐ飛んで来てもらったのですけれども、なかなか会員の皆さんは、積極的に来なかったのです、令和5年度については、令和4年度も。なので、今年度ももちろん働きかけは

しますけれども、やはり皆さんの意向に沿う仕事ではないのかなと。また、手持ち工事が結構あるのかなと。実際うちの工事も発注しても辞退とか、公募してもなかなか来ないとか、実際あるので、そのところはもうちょっとどういうことで、沖電工の下請に積極的に入ってきてもらえないというところは、ちょっと分からないですが、積極的に我々も電話したりとか、確認はしています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 公募はかけて沖電工さんからちゃんと通達はして、それによって、結果、手を挙げてくる業者がないというようなところだったら、いいのかなとは思うのですけれども、やはり年度ごとで協定を結ぶので、やはり施工協定と言いましたっけ。

(「はい」という者あり)

○又吉亮 委員 全体の協定を結ぶ、基本協定とは、またもう一つ別で、この協定を結ぶ際には、やはり一次下請を使うように努めなければならないというような文言で書かれてはいるので、やはりこの年度、年度でしっかりされているかどうかというのは、担当のほうでちゃんとチェックもしていただいて、しっかりと沖電工のほうから電友会であったり、それぞれの業者にできているかどうかというのはしっかりと確認していただきたいなというふうに。この先もありますよね、令和7年度、令和8年度まで。ありますので、その辺をしっかりとチェックしていただいて、その年、その年でできる業者、できない業者とあるはずですので、今年度はできないけれども、次年度はできると手を挙げてくる業者もあると思うので、その辺をしっかりとチェックしていただきたいなと思います。以上です、私は。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。この部分で、資料をいただきたいと思うのですけれども、先ほど下地崇委員が施工体制台帳、工事があった場合、4,000万円以上の場合、発注者に関して、そういったものを納めなければならない、下請台帳というのがあるというふうに伺っています。

その下請台帳のところ、下請に流した業者に関しては、多分契約書と一緒に添付されているのではないかなと思うのですけれども、工事が始まって以来、下請台帳に載っている業者のリストをいただくことってできないでしょうか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 現在、令和4年度の工事实績に基づく下請台帳のほうを提出したいと思います。

○嶺井拓磨 委員 始まって以来のものは難しいですか。

○市街地整備課工事一係長 区画道路の工事自体が令和4年度実施済みで、令和5年度につきましては、まだ繰り越して実施中なものですから、令和5年度のを整備してから提供したいと思います。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。お願いします。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 21ページの無電柱化推進事業施工額算定調書がありますけれども、その中の5行目に本復

旧街路灯設置費用というのがゼロでありますけれども、これはどうなっているのですか。街路灯の設置は、計画はあるのかないのか。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 一般的には無電柱化、電柱が建っているところを整備するのですけれども、今、西普天間は、まだ街路灯も建っていないですし、舗装されていないところをまず整備していくので、復旧はゼロということです。無電柱化が終わって、上下水道が終わって、最後に本舗装をやるので、街路灯もある程度無電柱化を終えた最後に、一般的には市街地の整備だと出てくる。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 今のところは、街路灯の工事はできなくて、いずれはできる。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 区画道路には街路灯は建たないのですけれども、本復旧ということ……
(「今後」という者あり)

○市街地整備課長 今後は、先ほど言ったように最後に本舗装するので、それ以上はない。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 実際完成間際とか、そういう段階だと街路灯は建っているのですか。

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 幹線道路、西普天間線、12月26日開通する箇所には、交差点部分には建ちますけれども、今回の工事、区画道路には防犯灯はあると思うのですけれども、街路灯は入っていません。

○知名康司 委員 分かりました。

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。
(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。
(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第72号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時58分)

【議題】

議案第74号 市道の廃止について

○知名康司 委員長 次に、議案第74号 市道の廃止についてを議題といたします。

担当課から議案第74号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 喜友名30号は230メートルと幅員が出ておりますので、文化財があつて公園施設に移行するという事なのですが、この230メートルのうちどのぐらいの文化財があるのですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今日お配りした図面がございますけれども、この右下のほうに紫色で示しているものが歴史の道……

(「裏面」という者あり)

○建設部次長 失礼しました。裏面でございます。

(「右下」という者あり)

○建設部次長 右下でございます。左下に当初って書いてある図面がありますけれども、この緑の部分が喜友名30号、市が認定している道路でありまして、その中で、この右側の図面と見比べていただければ分かると思うのですが、市道内に……

(何事かいう者あり)

○建設部次長 変更は、もう道路廃止した後の変更ということで、ここには市道は入っておりません。当初ってところですね、緑色で。喜友名30号を示しております。それで、右下の図面の紫色が歴史の道。ちょっと延長について把握しておりませんが、こういった横断したりとか、ところどころ横断しているのが判明しております。

今回これを市道として整備すると、道路築造で破損するおそれがある点もあつて、これは公園区域を含めて園路として整備していきたいというふうに考えております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 喜友名30号だけは廃止するだけではなくて、周りも整備しながら公園設備をするという考えでよろしいのですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 濱元委員御指摘のとおり、30号は廃止はするのですが、公園の園路として整備していきたいと考えています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。道路としてだったら4メートル以上幅員が必要でありますけれども、今回それよりも大きい6メートル、園路として使用する場合は何メートルを予定していますか。そのまま変わらずですか。

○知名康司 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 ただいまの御質疑は、園路にした場合、幅員は何メートルになるかという御質疑かと思いますが、現段階においては、変更するところは、特に細い部分につきましては、おおむね6メートルになっておりますが、公園については、今後詳細設計とか進めていく予定ですので、その中で決定していきたいということで、御理解いただければと思います。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この市道廃止する、今までは市道認定されていたのですよね。

(「はい、そうです」という者あり)

○知名康司 委員 どうして市道認定されたのか説明してください。歴史の道がどうのって、もう一回、再度お願いします。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 当初令和2年12月議会で市道喜友名30号の認定決議がございました。当初としては、最初はウォーカブルなまちづくりを目標に、要は区内を歩いて回遊できるようにということで、歩道としての設計を描きました。その後に歴史の道が発見されて、この西普天間住宅地区内で総合公園として一体化を目的に整備する方向になって、市道を廃止して公園として整備をしようかということになっております。以上です。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この図面から、今おっしゃった歴史の道というのは、この下のほうも紫がかかった。この下の図面から歴史の道というのは、この紫色がかかった道。

(「そうです」という者あり)

○宮城優 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 右下の図面の紫色で塗り潰している部分が歴史の道になります。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 では、この歴史の道って残っているのですか。そして、どんなふうに整備していくのですか。

○宮城優 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 この整備方法については、文化課のほうで試掘調査しておりますので、今後国指定へ向けて文化課のほうで整備していくものと思っております。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 では、もう一つは、今度は左側の、ちょっと分かりにくいので、当初の図面で緑色が市道30号になっていますけれども、右側の変更ってあるのですけれども、道自体は残っているのですよね。この図面からはなくなっている。

○宮城優 副委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 資料の左の当初のほう、緑色の市道30号があって、その左側のほうにポケットパーク2号と小さい字で書いてあるのがございます。その右側に街区公園1号、今、市道があるがゆえに分断されています。そのために市道を廃止して、この両公園を連携させようということで、廃止をして、この右側の変更のほうで連携しております。公園としては、一体的に利用する方向でやっております。

○知名康司 委員 分かりました。

(「進行」という者あり)

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 それでは進行してまいります。

審査中の議案第74号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時12分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次会は10月8日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3時12分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和6年10月8日(火) 3日目

午前10時03分 開議
午後 3時39分 閉会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員(6名)

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇

副委員長	宮城優
委員	又吉亮
委員	嶺井拓磨

○欠席委員(0名)

○説明員(11名)

市民經濟部長 次	本永貴也
市民協働課長 男女共同係長	崎濱暖代
建築指導課長 課	大城秀規
施設管理課長 管理係長	比嘉祥二
總務部長 次	多和田眞滿
總務課主事 管財係主事	島袋翔

市民協働課長 課	喜友名和佳子
建設部長 次	城間勝也
施設管理課長 課	與那嶺諭
道路整備課長 課	高江洲強
總務課長 管財係長	福本司

○参考人(0名)

○議会議務局職員出席者

主事	又吉竜希
----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 請願第 8 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について
- (2) 陳情第 3 5 号 「めぶき」研究室 1, 2 の常時使用に関する陳情
- (3) 陳情第 2 7 号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情
- (4) 陳情第 3 1 号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について
- (5) 陳情第 3 2 号 ガードレール及び側溝蓋の設置について
- (6) 陳情第 3 3 号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修について
- (7) 認定第 3 号 令和 5 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 4 号 令和 5 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第 7 号 令和 5 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 議案第 6 0 号 令和 6 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (11) 議案第 6 1 号 令和 6 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (12) 議案第 6 4 号 令和 6 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (13) 議案第 6 5 号 令和 6 年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (14) 議案第 7 0 号 宜野湾海浜公園再編整備工事（4 期）請負契約について
- (15) 議案第 7 2 号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和 6 年度協定の締結について
- (16) 議案第 7 4 号 市道の廃止について
- (17) 認定第 3 号 令和 5 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (18) 認定第 4 号 令和 5 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (19) 認定第 7 号 令和 5 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (20) 議案第 7 5 号 令和 5 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (21) 議案第 7 6 号 令和 5 年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (22) 請願第 8 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について
- (23) 陳情第 9 号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情
- (24) 陳情第 1 0 号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (25) 陳情第 1 3 号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (26) 陳情第 1 4 号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (27) 陳情第 1 9 号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- (28) 陳情第 2 3 号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について
- (29) 陳情第 2 7 号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情

- (30) 陳情第31号 宜野湾市宮野球場の観客席・トイレの改修について
- (31) 陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について
- (32) 陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修について
- (33) 陳情第34号 横断歩道の設置について
- (34) 陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情
- (35) 陳情第29号 市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請
- (36) 陳情第30号 県産品の優先使用について

令和6年10月8日（火）第3日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時03分）

【議題】

請願第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について

○知名康司 委員長 請願第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准についてを議題といたします。

担当課からの請願第8号についての見解があれば説明をお願いいたします。市民経済部次長。

○市民経済部次長 おはようございます。今回請願で上がっています、女性差別撤廃条約選択議定書の批准ということですが、まず女性差別撤廃条約というところ、その内容につきましては、女性差別撤廃条約は、1979年に国連総会で採択された条約でございます。あらゆる分野、例えば政治的、経済的、社会的、文化的、心理的など、女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障している条約でございます。市としましても男女共同参画推進計画等において、そういった女性差別の撤廃等については取り組んでいるところでございます。以上です。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。資料の添付で、採択した自治体が出ているのですけれども、県内で採択された自治体があれば説明いただけますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。この陳情書の採択状況、2024年7月時点のものを見ましても、沖縄県内にはないということでございます。担当で今確認中でございますが、県内では今のところ、採択されている自治体はないというところで考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと教えてほしいことがあります。請願の理由の中で、批准ということに関して、ちょっと見解というか、批准することによって、この宜野湾市としてやらなければいけないことが出てくるのかどうなのか、教えていただけますか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。こちらの今回請願に出ております、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するよう求めているのですが、この批准をしたことによって市の男女共同参画行政に何か影響があるかと言われたら、今のところ、直接的には特に何かが変わるということはないと思っておりますが、男女共同参画において、現在の計画である男女共同参画の基本理念にもありますとおり、男女共同参画社会の実現といいますのは、性別にとらわれず、誰もが個人として尊重される、あと能力を対等に発揮することのできる社会を目指しているという理念を掲げていますので、この選択議定書を批准することによって女性が

抱える問題などを解決する手法が増えたりですか、さらには女性の権利保障が拡充されると考えております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。もう一点、ちょっと伺いたいのですが、これは僕もちょっとよく分かっていないのですが、この請願の中に沖縄県のひとり親世帯の出現率、全国と比べて沖縄県は高いですよとありますけれども……

(何事かいう者あり)

○嶺井拓磨 委員 裏側ですね。書いてあるのですが、これは沖縄県における特殊な社会経済状況や文化的背景の影響があると書いてあるのですが、これと今ある男女共同参画で求められていること、どういった関係があるのかというのが、もし見解があればお伺いしていいですか。

(「ちょっと休憩していいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時12分)

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 失礼いたしました。御質疑にお答えします。この2023年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書のひとり親世帯の出現率につきましては、母子世帯の出現率は沖縄県が4.38%というところですが、沖縄県は離婚率の高さもあり、低所得も踏まえて、母子世帯については、やはり生活に困窮される方が多いというところで、この女性差別撤廃と直接的な関わりがあるかどうかというのは、ちょっとこちら側も調べ切れてはいないのですが、1つの事例として、女性のこういう格差をできるだけ埋めるような取組の一つというような表現なのかなというふうには感じております。以上です。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 お願いします。今の次長の答弁で、その格差を埋めるための取組を市として具体的、分かりやすい事業として、どういったものを行っていますか、聞いてもいいですか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今の御質疑にお答えいたします。ひとり親世帯の御家庭に特化した支援を含めた事業のことなのですが、ちょっと福祉分野のことですので、細かい内容はお答えできかねます。すみません。ちょっと具体的にどういった事業に取り組んでいるというのは、ちょっとこちらのほうでは、ちょっと把握してございません。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 追加でよろしいですか。御質疑にお答えします。補足になるかどうかあれなのですが、やはり母子世帯に対するものとしては、資格取得の補助金を交付してみたり、あとは一時的に子供を預かたりするような取組、ファミリーサポートとか、そういった取組を中心にされているのかなど。あとは、生活福祉の関係で福祉関係の事業は多々あったかと思っております。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 2ページ目の冒頭で、国の第5次男女共同参画基本計画に基づいた本市の取組、国の事業をやって自治体でやっているところに対して諸外国の水準に追いつけるようにするためには見直す必要があるというふうに、見直すということをおっしゃっているのですけれども、この男女共同参画基本計画の何か改善とか、そういうことに対して御指摘は、これまで市民からあたりされましたでしょうか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。今の2ページ目にあります、国の第5次男女共同参画基本計画というものがあるのですけれども、これに基づいて我々は今、第3次男女共同参画計画を推進しているところなのですが、特に批准する、しないについて、特に男女共同参画計画で指摘があるというところは、まだ細かいところはないと考えております。

○下地崇 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 批准した場合に女性差別撤廃委員会からの、個人通報というものができ、見解や勧告を通知するという制度がある。今、日本で、それに至っていない理由としては、個人通報制度の受入れに当たっては、司法制度と立法政策との関連での問題の有無、いわゆる国際法と我が国の法律の中での誤差が生じるというようところで外務省の見解が出ているらしいのです。

ちなみにこれは国のことなのですけれども、例えば批准した場合、私たちの宜野湾市の条例においてのうちの部分と、この国連のルール、批准した場合の個人通報制度というものに誤差が生じないか。ここではやりなさいと言われているけれども、私たちのルールの中ではやってはいけないというものがあたりするものがないのかなと、あたりするのかなと思うのですけれども、難しいですか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。国の制度ではあるのですけれども、批准した場合、条件として最高裁で判決が出た後に、この国連の委員会において訴えることができるという通報制度らしいのですけれども、これを批准することによって、今まで最高裁では人権保障は認められないという国の判決が出た後にも、またさらに国際基準を設けている国連に対して、もっと人権を尊重するような訴えができるという、さらにもっと上のほうに訴えることができるという制度が、この個人通報制度らしいです。なので、直接的に私たちがこの批准をしたことによって、この計画に何かそごが出るかといいますと、具体的には、恐らくそういったものはないかと思うのですけれども、さらに女性の権利が広がる、あと男女共同参画を啓発する上においても、我々の業務として、こういう社会になりましょうということを広めていくのが我々の課だと思っているので、女性の権利が広がるということでは、批准することによって、何かマイナスの影響があるということは考えてはございません。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この請願の理由の2行目に、2023年1月現在、締約国189カ国中115カ国が批准しています

ということで出ておりますけれども、批准されていない国の主立った国は御存じですか。日本も今批准していないのですけれども、例えば先進国とか、そういうものであれば、分かる範囲で、何かデータは出ているのですか。

(「アメリカ」という者あり)

○知名康司 委員 先進国の。

(「G7では日本だけ」という者あり)

○知名康司 委員 批准していないのは。

(「うん」という者あり)

○知名康司 委員 分かる範囲でいいですよ。

○宮城優 副委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 分かっている範囲でお答えいたしますと、アメリカは批准していないということで、アメリカと日本は批准していないということです。やっている国としましては、アジアでは40か国、アフリカでは54か国というのは調べてございます。以上です。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 批准していないということは、批准したらどうということなのでしょうかね、結果的に。あまりよくないイメージというか、批准したために。例えば国際的に監視も受けながら、あとは場合によっては勧告とか受れたり、そういったものがあって批准していないのか、その辺はどんな形なのか。

○宮城優 副委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。私も国の資料を見て少し調べた回答にはなるのですが、日本が批准していない理由としましては、先ほどあった司法権の独立を含めて、何か司法制度との絡みで問題が生じるおそれがあるということで、ずっと国会答弁もしているそうです。先ほど国で最高裁で判決が出たにもかかわらず、恐らくその後国連のほうに訴えることができるということで、恐らく司法権の独立が、ちょっとはばかれるのではないかというおそれがあるという回答が出ています。なのですが、また反対意見としては、恐らく国連の委員会によって出された勧告ですとか、見解などは、特に法的拘束力はないと書かれていたので、恐らく最高裁の判決を覆すことはないのではないかという意見もほかにあったりするそうです。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。ありがとうございました。

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この条約についてなのですけれども、女性差別撤廃条約以外で恐らく批准って条約を結んだらしないといけないと思うのですけれども、その同じ理由で批准されていないものがあったりしますか、把握していますか、分かりませんか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 何かの文献では、ほかに批准していない条約があるとは聞いているのですけれども、具体

的にはちょっとまだ把握してございません。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行していきますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 では、進行いたします。

審査中の請願第8号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時25分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時27分)

【議題】

陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情を議題といたします。

担当課から陳情第35号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。市民経済部次長。

○市民経済部次長 市としての見解でございます。まず、宜野湾市人材育成交流センター「めぶき」につきましては、平成15年に市の将来を担う人材育成と多様な人材交流の促進を目的に設置されております。

片や今回陳情に上がっております、アメラジアンスクール・イン・オキナワにつきましては、まずはアメラジアンという定義ですが、アメリカ人とアジア人の両親を持ち、米軍の派兵、駐留を背景として生まれてきた人々と呼ばれます。

このアメラジアンスクール・イン・オキナワの設立の開校の背景でございますが、平成10年、宜野湾市大山のほうにアメラジアンスクール・イン・オキナワが開校されました。その当時、日本語ができず、義務教育の地元の学校に通うことができない、言語、友人関係などの問題で日本教育制度になじめない、いじめが原因で地元の学校に通えないなどの子供たちの状況があったところから、その問題としては、米軍基地が集中し、基地があるかゆえの社会問題であるとして緊急避難的にフリースクールを必要とする児童生徒がいる現実を鑑みて、国、県、市が協力して行政支援を行うというところから、このアメラジアンスクール・イン・オキナワについての支援が始まっております。

施設につきましては、申し上げたとおり、人材育成交流センター「めぶき」に入居しているところでございますが、その根拠としましては、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例第3条におきまして、国際児などの人材育成・支援に関する事業を行っているというところでございます。以上です。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 建物ができたと同時にアメラジアンスクール・イン・オキナワは入りましたか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。めぶきができて、同時に1階部分をアメリジアンスクール・イン・オキナワが入居しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちなみに当初からめぶきを建てる際には、1階はアメリジアンスクールに賃貸なのか、提供なのか分からないのですけれども、それをやることを前提に建てられているということでしょうか。

(「休憩してください」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時30分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時32分)

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 又吉亮委員の御質疑にお答えします。この人材育成交流センター「めぶき」につきましては、アメリジアンスクールのための施設ではございません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 2階の研究室1と2を学級用教室として常時使用できるような感じなのですが、実際に私も何回か会議、ミーティング等で研究室1とか、2を使ったことがあるのですが、アメリジアンスクールの1階部分の教室には1~2回ぐらいしか入ったことはなくて、クラスの中に入ったことはないのです。仮に研究室1, 2を使った場合、その装飾というか、学校の教室のような感じになるのか、そうなった場合は、恐らく市民の利用は相当難しくなるかなというところなのですよ。例えば学校の備品を置いたりして、その管理が、市民に貸し出した際になくなっているとかというトラブルも若干起きるのかなと思うのですが、この研究室1, 2の利用のイメージが、ちょっと湧かないところなのですが、常時使用できるようにということは、恐らく市民が使えなくなるような可能性が出てくるのかというのが、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 又吉亮委員の御質疑にお答えします。この陳情にもあるとおり、やはり手狭で、教室をどんどん増やしていきたいという要望が先方にありますので、優先的に占有したいと。であれば、当然こういった備品とか、ポスターとか、いろいろ貼られるのかなというふうには思っていて、市民利用が難しくなるというふうを考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちなみに市民利用の研究室1, 2って大体年間どれぐらい利用されますか。

(「休憩してください」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時34分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時35分)

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 すみません。今、資料を見ておりますと、めぶきにつきましては、令和5年度の実績なのですが、利用件数1,500件に対して一般の方の利用が大体300件ぐらいあって、ほとんど残りの1,200件ほどはアメリカンスクールが利用しているということになります。

○知名康司 委員長 よろしいですか。

○又吉亮 委員 はい。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 ちょっとだけ教えてほしいのですけれども、このアメリカンスクールに通っている生徒さんの住んでいる場所、宜野湾市以外にもいたりするのですか。どこら辺まで、要は通っているのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 お答えいたします。我々が直接実態調査としてアメリカンスクールに尋ねたわけではないのですけれども、大体市内出身、在住の子が38名、大体4割です。それ以外は市外から通っていると聞いております。なので、その市外の内訳、どの地域がというのは、ちょっと把握しておりません。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、その6割は、どこからかは、多分近いところから通っているかなと。結構場所的にもへんぴな場所というか、通いづらいような印象、分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 宮城優委員に関連した質疑なのですが、今38名が市内、約100名ぐらい通っているという事なんですけど、本校の卒業生は100名になりましたとあるのだけれども、何か人数のバランスが合わないのかなと思うのだけれども、その辺ちょっと説明していただいてよろしいですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時39分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時40分）

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。このアメリカンスクールは、先ほど言ったように幼稚園生から、4歳、5歳ぐらいから中学3年生まで通っているのですが、その学年によって2人ですとか、3人ですとか、それぞれ人数が変わっているということもあります。あと、設立の当初の目的としましては、日本で生活する、今後も日本で生活するであろう子供たちが通っているので、今後は日本語をマスターした後は日本の公立学校にできるだけ通えるようにする、その支援も含めてという当初の設立の目的でございましたので、もしかしたら15歳まで、最後まで全員がいたかということも、ちょっと分からなくて、また途中で公立学校に戻っていかれた子もいるかと思われまます。なので、通算で大体100名というのは、数字的には、そのような数字になるかと思えます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の答弁は結局、卒業前にいろんなところに行って、卒業した学生が100名ほどになったということで大丈夫。

○市民協働課長 そうです。

○濱元朝晴 委員 了解しました。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。このアメラジアンスクールが大山に立ち上がったときが平成10年、そのときの校長は女性だったような記憶があるのですが、現在まで歴代の校長は何代目になるのか、分かればですが、それで背景が変わってきたかどうか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 お答えいたします。初代の校長先生が女性だったというのは把握してございます。その後、現在まで何代目かというのは、こちらのほうでは把握してございません。申し訳ございません。

○宮城優 委員 分かれば、また教えてください。

○市民協働課長 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進めたいと思いますけれども。

(「ちょっと待ってください」という者あり)

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。ちょっと分からないので、教えてほしいのですが、人材育成交流センター運営事業というのがあるのですが、これがアメラジアンスクールの運営委託料になりますか。全然分からないのですが。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。先ほどの人材育成交流センター運営事業というのは、建物の維持管理費ですとか、そちらに職員も配置しておりますので、そちらの人件費等々清掃委託、修繕費など含まれた事業になっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 補助はされてはいるのですか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 アメラジアンスクールに補助しているかという御質疑でよろしいでしょうか。

○嶺井拓磨 委員 はい。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 こちらは補助はしてございません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 予算書、これは令和5年度しか見ていないのですが、アメラジアンスクール水道料というのがあって、いわゆる水道料10万8,000円とあるのですが、これは何かやったのですか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。めぶきの建物の1階のほうにアメラジアンスクールが入っているので、維持管理、アメラジアンスクールが使った水道料というのが受益者負担ということで、メーターは1つですが、案分して、アメラジアンスクールが使った水道料金は、私たちの市に納めてもらうということで、まとめて建物の水道料は市が払っている状況になります。なので、建物に関する修繕費ですと

か、そういったものは市が負担しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 それ以外、水道料以外でアメリジアンスクールからもらっている費用というのは、ほかに何かありますか。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 お答えいたします。先ほどめぶきで授業で使っている施設のクーラー、空調代という使用料は歳入として入ってきているところでございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 アメリジアンスクールの利用人数の経緯とかというのは、この20年で増えているのか、減っているのか、そこだけ教えてもらいたい。

○知名康司 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 毎年度違うのですけれども、今現在ですと増えている傾向にあると思っております。当初は40名ほどで開校したという資料がございまして、40名、50名、また40名になったりという資料はあるのですけれども、ここ最近、去年ぐらいから60名だったり、80名、最近聞くと、99名、100名ほどいますということで、最近の情報、増えてきている状況です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 減りつつある傾向なのかなと思っていたので、ちょっと伺ったのですけれども、増えている理由というのは、何かつかんでいますか。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。正確な増加要因というのは、今後アメリジアンスクール側と打合せをしながら確認してまいりたいと思います。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 以上です。ありがとうございます。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時11分)

【議題】

陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情を議題といたします。

担当課から陳情第27号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。建設部次長。

○建設部次長 よろしく申し上げます。野嵩三区自治会より今年の5月30日付で空き家対策等に関する請願書というのが届いております。リストが7件、7名の方からありまして、そのうち3件については、所有者は特定しております。適正な管理をするようにということで、指導しております。残りの4件につきましては、登記簿上の住所と当たらないところで、不明ということで、特定できていない方が4名いらっしゃいます。以上です。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。今言われた3件と4件、特定された人とされていない人、この番号でいくと。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 特定できて指導している方が1番、3番、4番。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 残りが、まだ不明、特定できていないということですね。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 残りの2番、5番、6番、8番については、特定できていないということになります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 直接会って、対応するようにみたいな話は、その理解は得られていると認識していいですか、3名の方については。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今特定できている3件につきましては、所有者のほうに文書で指導書を送付しております。その3件のうちの1件は連絡先のほうも把握しております。そちらについては定期的に進捗のほうは確認しているところでございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、これはこういうふうにしますという回答は、まだ得られていない状態というようなことですね。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 今おっしゃるとおりで、まだ具体的に時期とか、対応方針については、まだ回答いただいていないところでございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

- 宮城優 委員 1件から7件まで、この持ち主というか、高齢者という認識でいいのですか。
- 知名康司 委員長 建築指導課長。
- 建築指導課長 この7件のうち特定できる3件は、やはり所有者が高齢者の方でございます。
- 知名康司 委員長 宮城優委員。
- 宮城優 委員 分かりました。ありがとうございました。
- 知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。ちょっと聞きたいのですけれども、例えばですけれども、空き家とかではなくて、例えばテレビで見るとかごみ屋敷とかあったりする場合、そういった場合、行政が手を加えてやったりすることもあるとは思ひのですけれども、宜野湾市も、そういったことはできたりするのかなどか、お願ひします。
- 知名康司 委員長 建築指導課長。
- 建築指導課長 今、委員の御質疑、空き家で、行政側で、代執行のお話を多分されているかと思ひのですけれども、今の空き家に関する法律の中では、空き家が今後経年劣化とか、あと景観等含めて周辺に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、本市に空き家等の推進協議会というものがございまして、そこに諮って、特定空家という形で認定された場合は、恐らく代執行という手続きをされてくると思ひのですが、現時点では、本市のほうでは特定空家の認定はございませぬ。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 空き家の委員会は、どういったときに開催されるのですか。定期的なのですか、それともそういう事態が起こったときに開催されるのか、お伺ひします。
- 知名康司 委員長 建築指導課長。
- 建築指導課長 今、後段でおっしゃっていた特定空家の認定が必要だというふうには当局のほうで判断した場合、審議してもらおうという形になっております。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 では、特定空家に認定するために委員会が開催されたことは何回ありますか。
- 知名康司 委員長 建築指導課長。
- 建築指導課長 これまでは開催実績はございませぬ。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 今回こういう陳情を受けた上で開催する予定などございませぬか。
- 知名康司 委員長 建築指導課長。
- 建築指導課長 現在陳情に上がっています7棟に関しましては、陳情書にもあるとおり、今の空き家に関しては、敷地内に草木の繁茂が、大分、隣地であつたり、道路側に越境している、こういった形の要請でして、先ほどの協議会で特定空家にする場合は、やはり建物に倒壊のおそれがあるとか、そういった場合をある程度目安として開催を判断しているところでございませぬ。
- 知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。
- 嶺井拓磨 委員 ちょっとお願ひしたいのは、委員会を開催するに当たって実施要項等の資料があれば、ちょっといただきたいのですけれども、お願ひできますか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 分かりました。空き家対策協議会の設置要綱等は、今、対策計画のほうは策定していて、その中に位置づけられているのですけれども、その他のものについては、すみません。確認できていませんので、ございましたら提供したいと思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 あと、もう一点なのですけれども、この草木って、屋敷から越えた部分に関しては、土地の所有者が土地の領空というのですか、侵した場合は切れるというのが法律でなっていますよね。確認なのですけれども、例えば道路に出ている場合、これが市の管理するものであれば、市の権限で切れるのかどうかというのをお伺いしてよろしいですか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 嶺井委員おっしゃっていたのは、民法の改正において、敷地から越境した竹木、草木等の切り取りについて、こちらの場合、越境された土地の所有者、隣接地の方だと思うのですけれども、実際に空き家となっている所有者に剪定してもらうのが原則というのは維持しているのですけれども、今回の改正では、3つの条件に該当する場合は、自ら切ることができるということになっていまして、その中では、1つ目が所有者、越境している側、させている側の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、その所有者が相当の期間内に切除しないとき。2つ目が、草木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき。3つ目は、緊迫の事情があるときということで、この3つの条件に該当すれば所有者以外の方でも剪定することができることとなっております。今、市の件に関しましては、例えば道路を所有する本市も、その隣接地の草が道路に越境したときは、この法律によって切り取ることは可能だというふうに改正の解説のほうでは説明がございましたので、この辺については、検討の余地はあるかと考えております。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 今の嶺井委員の質疑に関連して、これは今3つの取組をやって、では代執行という段階に来たときに、剪定する費用というのはだれが持つのでしょうか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 すみません。費用に関しては、その費用の分担については、現在把握しておりません。申し訳ございません。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 分かりました。この陳情、今、確認してみると、陳情の前に市民との意見交換会で60代、野嵩三区で同様の意見が寄せられている文言が確認できたので、恐らく同一かなと思っておりまして、今確認したところ、7件、陳情者がいて、1件は解決済みというような状況もあるかと思うのですけれども、この方、不明な方々は、今後も連絡を取るのが難しくなるのかなと予想されるのですけれども、生い茂ってきて、御当人の、地域の方々は火災とかをかなり懸念されているようなのですけれども、もっと抜本的に動いた、これまで市で、そういう対策をやったことというのはあったのでしょうか。

○知名康司 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 まず、建築指導課のほうでは、そういった形で実際に活動したということはありませんが、環境対策課のほうでは、草木の繁茂に関して当課と同様、具体的に草刈りを自らやるとかではなくて、やはり所有者、もしくはその周辺の方に聞き取りをして、ちょっと情報収集しているということで、環境対策課のほうでは具体的に、法的に、こういった繁茂する草に対して対策を取ったということは認識していません。

○下地崇 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行していきますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第27号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時25分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第31号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について

○知名康司 委員長 次に、陳情第31号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修についてを議題といたします。

担当課から陳情第31号についての見解があれば説明をお願いいたします。施設管理課長。

○施設管理課長 では、宜野湾市営野球場について御説明させていただきます。

昭和62年3月13日に、この球場が竣工しています。もう37年経過しているところでございます。まず、観客席についてなのですが、今まで割れたりとか、曲がったりとか、破損した部分については交換しているところで、今回の陳情については、セルラーみたいに背もたれのついたようなやつにしてほしいということなのですが、あれも1脚当たり2万円とか、3万円する、結構高価なものなのです。内野、メインスタンドだけでも3,000人入るので、やはりそれだけの席の分となると、かなりの負担もかかります。

それとあとは、トイレについてなのですが、トイレのほうは、スタンドの下から入って、右と左、1 塁側と3 塁側のほうにございます。左と右、まず女性用が6 個、6 個あります。そのうち洋式が8 つ、和式が4 つ、男子用が大のほうが3 つ、3 つで6 つございます。そのうち3 つが洋式で、3 つが和式という形になっています。

今回の陳情については、トイレの臭い改修ということで、臭いがあるということで、取りあえず洋式にしてほしいというのはございませんでしたが、老朽化に伴って臭いとか、排管辺りが臭くなってきているかなと思います。

都度都度、補修、改修したりしてきて、今年度もバックネットを交換する予定です。3,000万円ぐらいでございます。契約したところでございます。

あと、それと併せて、今年の初めぐらいからメインスタンドに入るところの天井というのですか、その剥離が、落ちてきているのがもろに見えるようになっていて、取りあえずその応急処置、危険性があるものを先にやりたいなということで、今考えているところです。それが予算的に1,500万円ぐらいかかるのですけれども、それもちよっとお金をどうにか、うちが持っている維持管理費の中で工面してやっていきたいなというふうに考えております。

その中で、確かにベンチも、背もたれがついていたほうがきれいですし、トイレも全部きれいにしたほうがいいなというのもあるのですけれども、取りあえず緊急性のある部分からやっていきたいなというふうに考えているところです。

それと、これは別の話なのですが、球場自体の建て替えもベイスターズさんのほうから要請も来ていまして、今、耐震調査をしている、すみません。劣化調査ですね、球場の柱とか、壁、コアを8本抜いて圧縮して、耐用年数は来ていないのですけれども、塩分を含んでいて、建物的に駄目というのであれば、建て替えの線もあるので、その辺の話もちよっと今調査している段階でございます。

あと、それと陳情にありますように県全体では、プロ野球キャンプの経済効果は178億円と書いてあります。これは宜野湾市単独で、観光スポーツ課のほうで聞き取った話でいきますと、約6億5,000万円弱ぐらいというふうな統計で出ています。宿泊費、飲食費、施設利用費、市内消費とか、あとキャンプに対しての来客数、県内、県外、その辺を含めて約6億5,000万円ぐらいという見込み、県全体でいくと、確かに新聞で書かれていたり、報道では178億円ぐらいとか言われていますけれども、市の分でいくと、それぐらいという話になっております。状況説明は以上でございます。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。耐用年数を聞こうと思ったのですけれども、おっしゃっていただいたので、このブルーの跳ね上げ式と洋式トイレに改修した際の試算ってやられたのでしょうか。

(「休憩して」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時09分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時09分)

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 見積り、試算は、まだ行っておりません。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 陳情者の内容、非常にメリットのほうが大きいのかなと思います。それで、耐用年数とかあると思うのですけれども、球場の、ちなみにあと何年ぐらい使っていくような予定というのはありますでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 耐用年数は47年ということで、あと10年ございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。ベイスターズから建て替えという依頼が、できれば建て替えてほしいという話があるということだったのですけれども、それ以外で個別的なものってほかにありますか。建て替えというと、結構大きい話になってくると思うのですけれども、それ以外で個別のところでは何か挙がってきているものというのがありますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 特にはございません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ベイスターズは、宜野湾市に来て、キャンプ地30年と思うのですけれども、これが今後来るという約束はなされているのかどうか、お伺ひしていいですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 すみません。うちは施設を管理する側なので、その辺は観光スポーツ課のほうが管轄になるかなと思いますので、すみません。お答えはできないところでございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。そうしたら、ちょっとお伝えしたいのは、沖縄県って結構プロ野球キャンプ地で、特殊な気候、暖かいので、やはりシーズンが始まる前に体づくりというところがあるのですけれども、年々宮崎県に引っ張られていっている背景があるので、できれば、この内容自体、小さいというか、観客席とトイレの改修ではあるのですけれども、このままだと正直言うと、ベイスターズが宜野湾市に残っていくという理由はないようなと思うのです。実際ほかの沖縄県の本島内で調べたところ、恩納村とかだとそこに野球場、陸上競技場、サッカー場、運動施設があったりというので、ホテルもリゾートホテルがというところになると、キャンプ地としては最高だよなと思ったりはするのです。

だけれども、今まで続いてきた中でベイスターズは来ているというのがあるので、できれば、先ほど1,500万円かけて改修工事をやっていくということをやっていますけれども、できれば早めに僕はやっていただきたいのと、建て替え自体を。思いますので、これは僕からのお願いです。高校野球とかも、今は公式では、テストではありますけれども、昼は試合はなくて、ナイターをつけてやっていることもありますので、今後そういった高校野球というスポーツ自体が昼間から離れていくのではないかなというところもありますので、できれば頑張っていたいただきたいなという思いです。特に聞きたいことはないです。気持ちをぶつけました。以上です。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今劣化調査でコア抜きして調査している段階なので、今のところは何とも言えないのですけれども、できれば私たちが全面改築したいなという思いはございます。まず、名護市の日本ハムが沖縄県に最初にキャンプに来て、2番目にベイスターズ、宜野湾市という形になっているので、当時は名護市の球場も宜野湾市の球場も新しかったと思うのです。ほかのキャンプが来出して、球場を建て替えたから来るとか、そういうふうになってきて、古く今感じているのかなと思います。宮古島のオリックスも、宮古島市が球場の改築をどうしてもできないという話で、宮崎市に移ったという経緯も皆さん御存じだと思うのですけれども、そういったものもあるので、我々としても、ベイスターズがそのまま永久的にキャンプしてもらいたいなというのは思っているところでございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 全面改修、あるいは部分改修の工事をやる際に寄附金、よそから寄附をいただいて、そういった改修をする手法というのはできるのでしょうか。よその市町村とかでやっている事例だったりとか、もしくはそれがなかったとしても、寄附金を受け付けて公共施設の改修工事をするのは可能なのでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 直接寄附ではなくて、沖縄市のセルラー球場、名護市の球場建て替え前に屋内ドームを造っているのです。そのときに日本ハムから1億円、広島カープからセルラーに対して1億円とか、造った後に寄附というのはありますけれども、一般的な寄附というのは、ちょっと聞いたことはございません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 部分改修になるのか、全面改修になるのかというのは、ちょっと置いておいて、例えばさっきのシートが1つ、背もたれつきのだったら2万円とかするとあったのですけれども、例えばこれにシート1つにネーミングライツをして、一般の企業等から2万円いただいて、そのシートに名前を載せるとか、ネーミングライツ料として寄附に当たるのかどうか、ちょっと分からないのですけれども、それをやってシートを取替えというのは可能なのか、その手法は可能なのか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 可能性はあると思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では今、ベイスターズ、球団側が求めている、全面改修の部分というのは、もし仮にそれを実施するとなったら、どれぐらいかかるだろうなという試算をされているのかどうか。要望があるので、大体どのぐらいというのはあるのかなと思うのですけれども、どんなものですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 嘉手納球場、ベイスターズが2軍のキャンプで使っているところが去年キャンプができなくて、今建設、建て替えしているところです。5～6割方できてきているところなのです。それで、向こうの嘉手納町の球場をちょっと参考にしまして、設計費で2億5,000万円ぐらい、解体で1億5,000万円、建設費で3億5,000万円、トータル34億円弱ぐらいかかっているような状況です。一番近い球場建て替えというのが嘉手納町さんになります。

(「1回休憩してもらっていいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時17分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時19分)

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほどのトイレの改修については、女性が14個ですよね。男性が6つあるということで、やはりスタンドとか、ああいうものも大事だと思いますが、トイレというのは、本当に一番大事ではないかなと思うのだけれども、どうにかトイレから先に改修できないか確認させてください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 トイレが古くて臭いということで、和式から洋式に替えてくれということではないので、多分球場で使わない日が、空いたりしますよね。多分ドレンからの水がなくなって下から上がってくる臭いがあるのかなと思っているのです。試合とか、何かイベントがあったときは、後で洗うのですけれども、それからまた時間が空いてしまうと、ドレンにたまった水がなくなって臭いがするのかなと感じているところではあります。もしそれでも根本的にというのでしたら、かなり費用もかかってくるはずなので、それよりは改築に向けてやったほうがいいのかないかなという部分もあるのかなと思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今既存にあるところは、選手も同じように使うのか、そこだけちょっと確認させてください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今説明したのは観客席のみで、1塁ベンチ、3塁ベンチ裏には選手用とか、高校野球とか、中体連で子供たちが使うトイレ、事務局で使うトイレは1階のほうにございます。先ほどお話ししたのは2階のほうのトイレになります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この陳情が指しているトイレは観客席周辺のトイレでいいのかないかな。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 そうです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ということは、観客席のトイレと選手、大分変わるのですか。苦情が出ないぐらいの差が。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 同時に造っているので、一緒、そんなに差はないです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 同じような感じでやっているという。分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時23分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時30分）

【議題】

陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修について

○知名康司 委員長 次に、陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修についてを議題といたします。

担当課から陳情第33号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。施設管理課長。

○施設管理課長 この上ヌ山（イーヌヤマ）という建物というのですか、ほこらというのですか、これは今、展望台、新しい色に塗り替えて完成してありますよね。階段を上って展望台に上がって、左側のほうに四角いのあるのです。そこが、その場所になっています。

嘉数高台公園の用地買収のとき、ちょっと2筆にまたがって、このほこらが建っています。昭和52年10月と昭和56年4月に、この土地を市が買収しているところです。売買による登記はされているのですけれども、前所有者というのが、ちょっと探し切れてなくて、先ほど伊佐哲雄議員とも話をさせてもらったのですが、ここは嘉数の区民、自治会なんかで拝所している場所で、当時伊佐哲雄議員のお父さんなんかみんなでスコップとか持ち寄って、みんなで造ったような気もするというお話をしていたところなのです。

そもそもここは嘉数高台公園の中にはあるのですけれども、管理しているのは嘉数区自治会がやっているところではあるので、恐らくこの残ったのも嘉数区自治会ではないかなというふうに推測なのですけれども、聞いたら郷友会はないらしくて、自治会ではないかなということでございます。

こういうほこらというのですか、拝所なのですけれども、市内各字にございますよね。これを公費で直してしまうと、何か全部やらないといけないような形になってくるのかなというふうにちょっと懸念しているところがございます。以上、状況説明です。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私道の整備みたいに、これを資材提供してやってもらったことがあるという経緯が過去あったりしますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 道路整備課の場合は、原材料という予算措置されているので、材料提供で区民とか、団体に支給してやってもらったことはあるのですけれども、公園管理の中で、この原材料支給というのがございませんので、それは今まで多分やったことはないかなと思っております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 分からないので、教えてもらいたいのですけれども、公園内にある施設、その一画をお借りしているのかということでの所在だと思って、これは市が買い取るという考えでもって所有にして直すとかという方向性はあったりしますでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 市が買い取ってというのはございません。これも推測ですが、昭和52年、56年に用地買収をされているのですけれども、そのときの条件として、ここに置いて、建物は嘉数の中でも一番最上位の場所らしいのです。なので、それを動かすことはできないから、土地は売っても、建物はそこに置かせてもらいたいということでの買取り、売買契約ではなかったのかなというふうに思われます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修についてなのですけれども、宜野湾市としては、文化財としての石とか、そういうふうなあって、どこまでだったら改修できるとか、そういうのはあるのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 すみません。ちょっと文化財にも指定されているかどうか、ちょっと分からない、すみません。調べておりませんので、ちょっと何とも言えないところでございます。造ったのが、伊佐哲雄議員の話だと、東京オリンピック前だと言っていたので、昭和36、37年、昭和39年はオリンピックですので、それぐらいではなかったかなという話をちらっとしていました。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほど各地域にこういうのがあるというようなことで、改修したらすべて改修しないといけないということでしたので、その辺はやはり陳情はどうかと思うのですが、なるべくそういうふうなできるのだったら、資材を提供するなり、そういうふうな案内だったりその辺はやってもらいたい。以上です。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これは嘉数高台公園の中にあるから、多分私たち出席していると思うのですけれども、文化課あたりも、そういった何か補助金的なものがあるかどうかというのも、ちょっと確認が必要かなとは思っているところです。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと気になったのが、こっちの近くでいうと、クシヌカーはきれいにされたのですよ、メヌカーはきれいにされていない、整備されなかったのですけれども、理由は、昔の写真がないというのがまず、どういうふうに修繕、復元したらいいのか分からないというのが一点。もう一つは、もともとクシヌカーには人工で手を加えられた形跡はないけれども、メヌカーは人工で修繕された箇所があったので、分からないからやらない、指定文化財にも入ってはいないのでけれども、この上ヌ山（イーヌヤマ）も、これは恐らく、今潰れているように見えるので、現在のものなのかなと思うのですけれども、修繕するための前の写真、データとかというのは残っていたりするのですか、きれいな状態の。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 すみません。陳情なので、公園内にあるから、うちのほうでできるねという話はあるのですけれども、当時の写真とか、その辺は、うちのほうでは確認しておりません。

○嶺井拓磨 委員 了解しました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 例がないから、どうするのが、ちょっとどうしていいのかわからない答弁がありましたけれども、今後、同じようなものがどんどん出てくると思うのですよ、ほかのところも含めて、老朽化して。その際にどうしようかというのは当然出てきますよね、今後は。そのときのために何かしてあげられないかなというのが、ちょっと引っかかる場所があって、例えば今、崩れていますよね、中が。これを片づけるとか、それだけでもできないでしょうか。

(「休憩」という者あり)

○宮城優 副委員長 休憩いたします。(午後2時40分)

○宮城優 副委員長 再開いたします。(午後2時40分)

○宮城優 副委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 伊佐哲雄議員と午前中話したときに、このほころの中に剥離して落ちているコンクリートについては、自分たちで、自治会で回収してきれいにするという話をしておられました。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 では、話し合っ、片づけだけではなくて、何らか自分らで、自治会のほうでいいですから、できる方法を今後話し合ったほうが早いのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○宮城優 副委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 確かに今、自治会への加入数も少なく、なかなか会費だけでは建て替えというのは、厳しい面もあるかなというのは重々感じているところではあるのですけれども、ただ基本的には、この管理者、所有者が保全すべきものというふうには思っています。その中で、それでも厳しいというのであれば、何かしら市で検討できる部分があれば検討していきたいなというふうには思っているのですけれども、すぐ何ができるかというのが、今までこういうのがないので、ずばり言うことはできないのですけれども、そういう考えは持っております。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。では、今後検討課題として対応していただきたいと思います。

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 最後に1個だけ教えてほしいのですけれども、今ちょっと拝所は神社として扱うことができるのではないかと話があって、神社の補修に関する補助金とかというのは、国のほうからあったりしませんか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 すみません。拝所とか、神社とか、そういったもの、自分たちは国交省とか、その辺の部

分で補助金をもらっているのです、そういうのは、ちょっと調べたことがないので、どっちかという文化財のほうの要素が強いのかなという感じはするので、ちょっとというところです。

○嶺井拓磨 委員 オーケーです。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進めてまいります。

審査中の陳情第33号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時43分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時49分)

【議題】

陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について

○知名康司 委員長 次に、陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置についてを議題といたします。

担当課から陳情第32号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。

(何事かという者あり)

○知名康司 委員長 なければ進めてもいいのですが。

(「すみません」という者あり)

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回市道部分と護岸部分があつて、この管理区分の話も重要かなと思つて、市道の、こちらの大山4号に該当して終点部になります。

この管理の話ではありますが、陳情の2枚目のほうに写真があつて、右下のほうに民地の擁壁と側溝と護岸がございます。市のほうの管理としては、おおよそ側溝と民地の擁壁の線上市道の範囲になるのかなと考えております。この相手様が、どちらにフェンスなりを要望しているのか。

(何事かという者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。管理用道路ということでの位置づけなので、そもそも通行するような目的でないからガードレールがないと思うのですけれども、管理する人が通行するためにガードレールをつけるという必要性はないですか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。管理する人のためにガードレール等の設置という安全面を考慮しての話だと思いますけれども、その辺については、検討したことはないのですが、こういった予算とかも持っておりませんので、今後こういうことがないようにということで、どのような対策ができるかというのは、今後の検討課題かとは思っています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、今の話の中で、管理者は宜野湾市にあるということで、管理の取組というのは、どういふものをされているのですか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 通常あそこを何かしら維持するためにということではなくて、大きくは、例えば不法投棄とか、そこにあった場合には私たちのほうで撤去するようなことはやっておりますけれども、通常そこに何かしら修繕とか、そういったことはやっていないです。

○下地崇 委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 確認させてください。侵入防止ブロックが設置されている箇所の管理者、そして侵入防止ブロックの設置者はどこでしょうか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 恐らく今、大きな石の塊のことかなと思いますけれども、トンプロックというような名称も使ってはいますけれども、これについての設置時期、経緯等は、ちょっとこちらのほうでも把握はしていません、恐らく境界を示すために、それと侵入をされないようにということで、置かれているものなのかなとは思っております。

○又吉亮 委員 あと、もう一つは。設置されている場所の管理者はどこなのか。2つです、今の質疑は。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど答弁しましたけれども、恐らく境界に置いてあるので、事細かに見て、測量も必要は話になるのかなとは思いますが、基本的には、現地を見る限りには、ちょうど間に置かれているような感じではあります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、このブロックの設置者が定かではない状況で、このブロックを移動するということは可能なのか。市道に関しては、その向こう側、管理道路に関しても、管理者が宜野湾市であるならば、そこに置かれている侵入防止ブロックの移動、もしくは撤去だったりというのは、宜野湾市がやることは可能なのか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほども説明しているように宜野湾市道と施設の管理ということで、総務課が見ていますので、どちらも宜野湾市ということであれば、それぞれの担当部署で協議をして、どのような、いわゆる先ほどのように移動、撤去も協議して対応可能かなとは思っております。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回全治3か月のけがをされているということで、この補償の件は、自分で治療というか、それをやっているのか。市が関わっているのか、その辺分かれば、分からなければいいのですが、状況はどうですか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちら総務部のほうには、こういった、いわゆる事故の報告は挙がってはいなくて、これを見て知った次第でございますので、今、委員からの質疑があるように補償とかという話も全く聞いてはいないです。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 先月、おそらくこの方から連絡がありました。管理区分も明確ではない。相手さんからは、特に補償云々ではなくて、こういった事例があるから、今後は気をつける必要があるねということで、話はあったようです。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 お願いします。1点だけなのですがすけれども、これは安全対策の要望も絡んでいると私は思っているのですがすけれども、ここの位置のどこかに通り抜けはやめましょうみたいな、注意喚起するような看板の設置とか、つける可能性はありますか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 注意喚起の看板、現在そういったものの設置はないです。今後については、そういうのは設置可能なのかというのは、また協議が必要になるのかなとは思っていますので、この辺については、今後の検討になるのかなと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 近くにもマンション等があつて、小さい子供がいるという話もしていたので、可能であれば設置をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。この現場のところはトンブロックで仕切られているのですがすけれども、この道を真っすぐ歩いていくと、サンエーさんがあるではないですか。あそこにはトンブロックは置かれていなくて、フェンスだけ、何か開閉されているのですがすけれども、あれは基本的には常に開けているのですか、閉めているのですか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 嶺井委員の御質疑がありました、開閉フェンスですが、あれは株式会社サンエーさんが設置してござりまして、管理もサンエーさんがやっていますので、必要なときには開けて、車の出し入れですかね、Uターンか何かある場合に使っていると思ひます。なので、管理自体はあちらが、このフェンスの管理自体はサンエーさんがやっています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ということは、あその土地はサンエーのものというような。

○総務部次長 ではない、使わせている……。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 それはどこからどこまで貸しているのか。

○知名康司 委員長 総務部次長。

○総務部次長 大体ですけれども、フェンスがあるところから、サンエーの敷地に当たるところぐらいまでは貸しているという形になっております。

○嶺井拓磨 委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 この写真から見て気になることがあるのですけれども、自転車で端っこを通行しようとして落ちたというのが出ておりますけれども、この事故というのは8月22日だとあるのですけれども、トンブロック自体は、事故後動かせることはできたはずだけれども、今の状態でそのままですか。

○宮城優 副委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど又吉亮委員から移動の質疑がありましたけれども、トンブロックについては。その事故の内容を総務のほうで知ったというのは、こういう陳情が上がってからでございますので、今、知名委員がおっしゃるところの対策に当たるのでしょうか、トンブロックの移動等の対策というところは、今後何ができるかというのは検討していきたいと思います。

○宮城優 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 事故の後の補償を求めているわけではないですから、安全性を求めているところですので、できたら、このトンブロック自体を右上というか、右側は通行できないように、してあげたらいいのではないかなど。解決にもなるし、次の事故とか、似たような子が、ここを通過して落ちないとも限らないし、そういったものがあるものだから、早めに対応したほうがいいのではないかなと思いますけれども、どうですか。

○宮城優 副委員長 総務部次長。

○総務部次長 そもそもここは、いわゆる遊び場になるというところでの場所でもないの、先ほど宮城委員からもあったように本来は禁止とか、そういった案内看板が必要なのか、この辺もしっかりと、こちらのほうでもちょっと協議もしながら、関係部署ともどのような対応、対策ができるのかというのは検討していかないといけないとは思っております。なので、今トンブロックを動かすという決定でもなく、何が一番いいのかというのを今後検討していかないといけないとは思っております。

○宮城優 副委員長 委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の陳情第32号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時14分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時19分）

【議題】

認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時20分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時20分）

○知名康司 委員長 審査中の認定第3号、認定第4号、認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第60号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第60号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和6年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）、以上4件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時22分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時22分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

本4件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第70号 宜野湾海浜公園再編整備工事（4期）請負契約について

議案第72号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和6年度協定の締結について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第70号 宜野湾海浜公園再編整備工事（4期）請負契約について、議案第72号 宜野湾市西普天間住宅地区区画道路の電線共同溝工事の委託に関する令和6年度協定の締結について、以上2件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時24分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時24分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

次に、議案第72号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第74号 市道の廃止について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第74号 市道の廃止についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時25分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時26分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、今定例会で結論を出すのが困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第75号 令和5年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第76号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第75号 令和5年度宜野湾市水道事業会計剰余金

の処分及び決算の認定について、議案第76号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上2件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時28分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第76号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時29分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時35分)

【議題】

請願第 8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について

陳情第 9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情

陳情第31号 宜野湾市宮野球場の観客席・トイレの改修について

陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について

陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山(イーヌヤマ)祠、改修について

陳情第34号 横断歩道の設置について

陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情

○知名康司 委員長 継続審査となっております請願第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准について、陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情、陳情第10号 有機フッ素化

合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について、陳情第27号 野嵩三区自治会に於ける空き家対策等に関する陳情、陳情第31号 宜野湾市営野球場の観客席・トイレの改修について、陳情第32号 ガードレール及び側溝蓋の設置について、陳情第33号 嘉数高台公園にある拝所、上ヌ山（イーヌヤマ）祠、改修について、陳情第34号 横断歩道の設置について、陳情第35号 「めぶき」研究室1, 2の常時使用に関する陳情、以上13件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本13件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第29号 市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請

陳情第30号 県産品の優先使用について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第29号 市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請、陳情第30号 県産品の優先使用について、以上2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時38分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時39分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

これより陳情第29号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

次に、陳情第30号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後3時39分）